

開議の宣告

田中敏雄 議長 皆さん、おはようございます。

3番佐藤功議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は順番をもって許可いたします。

上 田 隆 議員

田中敏雄 議長 8番上田隆議員に発言を許可いたします。

8番上田隆議員。

【8番（上田隆議員）登壇】

8番（上田隆議員） 皆さん、おはようございます。

会派あさひの上田隆であります。きょうは、傍聴席には小学校の皆さんがお見えでありまして、大変ありがとうございます。

きょう、朝起きましたら、あたり一面薄っすらと雪化粧がなされておりました。まだ根雪には間があるのかと、そういう感じではありますが、昨冬のような豪雪にはなってほしくないものであります。

きょうから3日間一般質問が続くわけでありましてけれども、そのトップバッターを担うことになりました。何事も始めよければすべてよしという言葉があるわけでありまして、何とかその任を果たしてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、早速でありますけれども、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、横手市総合計画への取り組みについてであります。

基本理念の1つ、市民と協働でつくる元気なまちづくりの具体的な手だてはということではありますが、市では、地方分権の進展により、限られた財源を的確に活用する意味から、また、市民のニーズの多様化やNPOなど市民による公益活動の活発化に対応するため、市民と行政との役割分担に基づいた協働のまちづくりを進める必要があるとし、そのために横手市市民協働推進指針を策定しようとしております。私もその考え方には同意できるわけでありまして、新市発足以来この1年の動きを見ておりますと、協働への対応がこれまでどおりの各部局、部署ごとの対応であったり、また、多岐にわたる協働にかかわる団体の活動もそれぞればらばらで統一性がとれていない面が見られ、いまひとつ具体的に協働のまちづくりをどのように進めていくのがはっきりとしない面があるように思われます。市として考えておられる具体的な手だてについてお伺いをいたします。

であります。現在本市が協働の対象としているものには、一般市民、NPOや市民活動団体、地区会議や公民館、ボランティアなどがあり、多岐に分散しております。そして、それらがそれぞれ行政の担当部署とつながり活動しているのが現状であり、統一性に欠け、これらをまとめる組織、部署がない状況にあります。

計画では、地区交流施設の整備を図り、地区会議の活動を支援し、市民活動支援センターの整備を進めるとありますが、まだそれらは未設置の状況にあります。協働による活動をより活発にし、本格的なものに発展させるためには、司令塔となる市民活動支援センターの設置はまず必要なことと考えます。どのような構想を考えておられるのか、当局の見解をお伺いいたします。

本市と同様に、県北の能代市も協働のまちづくりを目指し、住民による協議会を主体としたまちづくりに取り組んでいることが新聞で紹介されておりましたが、構成するいずれの協議会も活動の悩みは資金不足であり、行政の意識の改革に期待するとの記事が載っておりました。

このように、協働を支えるべきボランティア団体や一般市民の中には、活動したいけれども資金が足りなくて思うような活動ができないという、そういう一般市民、団体は数多くあることと思います。市が本気で協働のまちづくりを標榜するのであれば、まずこの団体活動への資金の配慮が必要なのではないでしょうか。

市では、ことしの6月、市民が主体的に活動するまちづくり事業への助成に活用するため、合併特例債を主たる財源とした横手市振興基金を設置いたしました。単年度4億円ずつで10年間で40億円の基金を造成する予定とのことであり、4億円と造成額が大きく頼もしい感じがするわけですが、市民の連帯を強化し、地域の振興及び均衡ある発展に資するという点で、その用途が明確ではありません。ここからどれだけの協働への支出が可能なものか不安な要素があります。また、市にはもう一つ、みんなが主役のまちづくり活動助成事業の財源となっている横手市ふるさと振興基金がありますが、これは将来、横手市振興基金に収れんする可能性もあるようであります。

私は、このような状況にかんがみ、この際もう一つ、協働活動支援資金のような協働にかかわる基金を創設したらと考えます。例えば、個人住民税から一部を入れることとし、市民からの寄附金も受け入れて基金を造成する。そして、資金の不足している団体へはその基金から活動資金を十分に交付する。このような仕組みがつくれれば、協働のまちづくりもより広がりを持つものではないかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

であります。行政サービスの担い手を入札で競ういわゆる市場化テストの普及を目指して、国ではことしの7月、公共サービス改革法を施行しました。官の民間への開放を後押しする法律ができたことにより、この市場化テストを導入する自治体は全国的に広がってきたことが11月21日の新聞で報じられておりました。

佐賀県では、この市場化テストを協働テストと呼び、現在県が引き受けている職務、権限を今後どうするのか、県民の意見を聞きながらゼロベースで検討した結果、民間にほぼ完全委託できると判断した

業務は236業務あるとしております。

私は、佐賀県のとったこの措置は対岸の火事とは思えないわけであります。当横手市では、昨年、施設管理の民間委託等の一環として、これまでの管理委託から指定管理者制への移行を決断し、実に134施設にも及ぶ施設運営を民間や団体にゆだねることにしました。指定管理者制への以降は、厳しい財政事情や地方分権が進む流れの中で、行財政改革の面から、あるいは市の総合計画にいう協働という側面からも時宜にかなった施策であったと思っております。

平成18年度現在134施設が導入されておりますが、総合計画の前期計画によりますと、平成22年度までの目標を364施設としており、実に4年間で2.7倍もの急激な増加計画に驚かされるわけでありますが、こういった検討のもとにこれだけの施設を民間等へ委託するのか。また、それはどのような施設か。そしてまた、委託の拡大により期待できる効果や圧縮できる経費等について、試算している数値があればお尋ねしたいと思います。

最後に でありますが、協働、すなわち市民と行政とのパートナーシップを本格的にやっていくということを目指すのであれば、協働の実を上げる事項をきっちりと明記した条例の制定が必要になるのではないのでしょうか。市民が市政に参加しやすい仕組みや市政に関する情報を迅速に共有するための仕組みを明記する必要があると思えますし、市民が自主的な精神でまちづくりに取り組むことや、市職員もこれまで以上に積極的に地域活動に参加する必要性も明記する必要があると思えます。ぜひ検討していただきたいと思うものでありますが、当局のご見解をお伺いいたします。

次に、大きな2番の公共施設等への建設・運営にPFIの手法の活用をということでお伺いをいたします。

ですが、PFIはまだ私たちになじみのない用語でありますが、プライベート・ファイナンス・インシアチブの略であり、財政難の折、イギリスで考えられた事業手法であります。その正式名称は、民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律となっております。

近年、国や自治体とも厳しい財政事情を反映し、このPFI手法を利用した公共施設等の整備をする事例が目立ってくるようになりました。秋田県でも、このPFIの手法を活用することが重要になるとの認識のもと、PFI事業を実施していくための指針として県PFIガイドラインを策定しております。

PFIの対象施設としては、道路、河川、公園、水道、下水道などの公共施設、庁舎などの公用施設、教育文化施設、廃棄物処理施設、駐車場などの公益的施設などなど大変広範囲にわたっており、今後、新市建設計画や総合計画をもとに数多くの事業を予定している本市としては、このPFIの手法は積極的に検討、研究して事業に取り入れる必要性を感じざるわけであります。

国や県外では既に多くの事例が見られ、大きな成果があらわれているようでありますし、県内においても、大館市などでPFI導入による廃棄物処理最終処分場大館クリーンセンターを建設しておりますが、現在示されている当市の総合計画ではPFIの検討は余りされておられないようで、大変残念に思っております。市ではこれまでPFIという手法を検討されてこなかったのか。また、PFIに対する市

の考え方はどのようなものか、市当局の見解をお伺いいたします。

、県のPFIガイドラインによりますと、その対象事業規模は、施設事業費5億円以上または年間維持管理費1億円以上としており、事業期間は10年から30年程度、そして、事業導入に当たっての簡易評価、特にVFM評価という、従来型とPFIとの財政負担の比較やキャッシュ・フローの分析は重要視しているようであります。

私は、PFIを導入しますと、1つには低廉で良質な公共サービスが可能になること、2つには民間の創意工夫を基本とした公共と民間との適切な役割分担による新たなパートナーシップがつけられること、さらには民間事業者に新たな事業機会をもたらすことなどの大きな効果が期待できると考えます。このことについても当局のお考えをお伺いいたします。

3点目ではありますが、新市建設計画掲載事業との関連であります。新市建設計画によりますと、前期の平成19年度から22年度までの普通建設事業費が421億円、後期の平成27年度までの分を含めると775億円ほどの事業費を見込んでおります。平均して年間100億円近い大変大きな事業費なわけですが、そのうちの約40%は合併特例債を対象とした事業であります。したがって、この合併特例債事業にPFIを組み合わせた事業が可能であれば、大変強力な事業展開が期待できるわけですが、残念ながら、今のところ国では合併特例債との併用には難色を示しているようであります。

現状ではそのほかのやり方を模索するしかないわけですが、国の補助事業や通常債、過疎債を利用した事業とPFI事業との併用はどの程度可能なものか、そして、こういった事業に当てはめれば有益と思われるのか、お尋ねいたします。

以上、いろいろと申し上げてきましたが、私は、PFIという手法は、現在の逼迫した財政状況下にあっては時代的にマッチした手法と思っております。率直に言って、まだクリアしなければならない課題も数多いこととは思いますが、本市には先見性を発揮され、勇断をもってPFI手法を取り入れ、実行していただきますよう提言をし、当局の見解をお伺いいたします。

次に、大きな3番目の税・料・収納率向上対策についてお伺いをいたします。

であります、11月に開かれた平成17年度決算特別委員会では、個人市民税や固定資産税、国保税の未納額や不納欠損額の増大、そして保育料、住宅使用料、学校給食費などの諸負担金などの納入状況も容易ならざる事態にあることが問題視され、多くの意見が交わされたところであります。

決算審査の答弁の中で、市では現状の厳しい収納状況にかんがみ、12月中には収納率向上対策委員会を立ち上げるよう準備しているとの説明がありました。収納率向上対策については、どこの自治体でも一様に悩みを抱えており、抜本的な解決策はなかなか見つからないのが現状のようではありますが、向上対策の基本としては、まず現年度分の収納率向上を図ることが肝要であり、その結果、滞納繰り越しの発生を防止することになること。そして次に、滞納繰り越しとなった滞納者へは早期に手だてを講ずることが効果的と考えられますが、市では対策委員会の設置に当たり、どのような覚悟と基本方針で臨まれようとしているのか伺います。

です。税を気持ちよく納めていただくには、まず納めやすい環境をつくる必要があると思います。いわゆる納付の利便性ではありますが、現在の納付先は銀行、J A、郵便局等々となっておりますが、取扱時間の制限や休日等の取り扱いができないなどの制約があることから、今以上の納付の利便性を図る必要があると思います。

マルチ・ペイメント・ネットワーク・システムというのが北海道主導で行われております。これは、自治体と金融機関との間の情報通信ネットワークを結ぶもので、利用者がATM、電話、パソコンなどを利用して公共料金等の支払いができ、即時に消し込み情報が自治体に通知されるシステムであり、コンビニ収納を併用することも可能であることから、情報化時代にマッチした方策として検討に値するのではないかと考えます。

また、コンビニ納税についても、365日24時間対応できるその利便性が抜群なことから、自動車税や固定資産税など地方税はコンビニ納税を認める自治体がふえている状況にあります。昨日、12月10日の魁紙においても、自民党の税調方針として、コンビニで国税納付ができる制度の創設を来年度の税制改正大綱に盛り込み、来年度中に実施できるようにする旨の報道がありました。

このように電子申告を普及させる環境は整ってきているのが現状であり、市としていち早い対応が望まれると思いますが、当局の見解をお聞きいたします。

は、口座振替申込書の一元化についてであります。税も料もすべてを1枚の申込書で申し込める様式に改められないかというものであります。現在の口座振替申込書の本市の対応は、大きく税と料とに分けられ、市税等口座振替では市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料が一括して申し込める申込書となっておりますが、ほかには水道、下水道の口座振替書がまとめて1枚のほかは、保育料、学校給食費、住宅使用料等々はそれぞれ別々の申込書となっております。

このように、これまで各担当課で個々に対応してきた口座振替加入を、1枚の口座振替申込書で市税及び各種使用料のすべてを申し込むことのできる仕組みをつくり、口座振替の利用率アップを図ることはできないものか、市当局の見解をお伺いいたします。

であります。近年、行政サービスについて優良な納税者と滞納者がひとしくサービスを利用できるのは不公平ではないかとの声もあり、これを受けて、各自治体はこれらの不公平感を解消するとともに、受益と負担の原則をはっきりさせることにより市民の納税意識を高めることを目的に、著しく誠実性を欠く滞納者に対する一部行政サービスの制限の条例化を図っている例が見られるようであります。

サービスの制限というと、大変強圧的な印象を受けるわけですが、行政の施策のねらいは、行政サービスの申請書類に納税証明の確認欄を設けることにより納税相談の機会をつくり、それを納税へと結びつけようというところにあるようであり、行政が税と料の収納を毅然として行っていくという態度を示す市民へのアナウンスメント効果が大きい施策のように思われます。納税者の不公平感の解消や納税意識の高揚につながり、収納率の向上にもつながる施策と考えますが、市当局の見解をお伺いいたします。

大きな項目の4番であります、横手市地域情報化計画についてお伺いをいたします。

国では、ことしの1月にIT支援改革戦略を策定し、いつでも、どこでも、何でも、だれでも使えるユビキタスなネットワーク社会を目指すとしており、また秋田県でも、ことし秋田IT基本戦略2006を策定し、暮らしや産業の情報化の推進や情報通信基盤の整備を図ることを打ち上げています。

こうしたことを受け、横手市でも横手市地域情報化計画を立て、事業の実施を短期5年以内、長期10年以内のものに分け、着実な事業の展開を図ろうとしているわけであります。地域情報化計画の基本方針を見ますと6項目が挙げられており、1つ目が公共施設をつなぐ地域イントラネット基盤の施設の整備、2つ目が通信事業者と協働で市内全域の高速通信網整備による情報格差の解消、3つ目が電子自治体の推進、4つ目が情報通信網を利用した住民サービスの充実、5つ目が携帯電話の不感地域の解消、6つ目が地上波デジタル放送開始に伴うテレビ難視聴地域の解消となっております。

これらの事業は恐らく合併特例債を使って行われることになると思いますが、いずれも当面する、あるいは中・長期の当横手市の課題であり、きちんと事業の実施が完了すれば、まさしく国や県なども望むとおり、いつでも、どこでものユビキタス社会が実現し、効率的で高度な情報化社会を享受できるようになると思われます。

この地域情報化計画の中で私が気になる点の1つは、これらの事業全体をカバーする事業費はどのくらいになるかということであり、もう1点は、計画の整備スケジュール表にあるように、情報通信基盤整備事業のうち過半数が長期事業の中に入っており、全体事業の完了に結構時間がかかってしまうのではないかと考えられることでもあります。

12月1日の魁紙では、11月30日現在の地上デジタル放送の普及状況を載せておりましたが、それによると、本県の視聴可能世帯は約26万世帯に達しており、総世帯の67%で、平成20年にはさらに伸び、94%のカバー率を見込んでいるとの報道がありました。

私たちの周囲には、現在大変に急を要する2011年7月24日のアナログ放送終了に伴う地上デジタル放送への対応の問題や、難視聴地域の対応、対策をどうするのかといった差し迫った課題があるわけがあります。ここに示された整備スケジュールの中でこれらの課題は解決するものなのか、市当局の見解をお伺いいたします。

であります。広域ケーブルテレビ網についてであります、地域情報化計画の中には入っておりませんでした。11月の総務委員会の研修においては、研修テーマの一つにこのケーブルテレビ網整備のことを掲げて、鳥取市の方に行ったわけですが、鳥取市では2004年11月の合併時、既にほぼ全域に整備されていた旧鳥取市の基盤をもとにして、デジタル・デバイドの解消と新市8町村の一体性を確保する上から、広域ケーブルテレビ網整備事業に取り組んでおりました。2005年度は光ファイバー網を敷設し、本年度はケーブル引き込み工事を順次行っているようで、総工事費は42億円、そのうち起債は合併特例債を90%近く使用し、一般財源は3億7,000万円ということでありました。施設の運営は公設民営化方式で、ケーブルテレビ事業者2社が担当しており、本年度末までにほぼ全域でケーブルテレビが視聴で

きるようになるとのことでした。

説明によりますと、このケーブルテレビ網は、鳥取市でことし10月1日にスタートしている地上デジタル放送にいち早く対応できること。また、中山間地区の難視聴地域の解消に貢献すること。そして、ケーブルインターネットの接続速度もADSLと違い、距離に関係なく全域でスピーディーな接続が可能になること。さらに電子自治体への対応もできることなど、当市の地域情報化計画でうたっている内容とほぼ同様の効果が期待できるとのことでした。さらにケーブルテレビは、いつでも好きなときに番組を視聴できるVOD（ビデオ・オン・デマンド）、双方向性があり、市民の側からの積極的な地域情報を発信できることなど、ケーブルテレビ・インフラを活用したさまざまなサービスが期待できるようであります。

率直に言って、私は、鳥取市でのこの説明を聞き、事業費の面から、そしてケーブルテレビの持つさまざまな可能性、また、企画してから事業完了までの短さなどを知るにつけ、一つの大変すぐれた方式だと心を動かされました。

本市の地域情報化計画の策定においては、これらの点を十分に検討の上、広域ケーブルテレビ網による情報化ではなく、加入者系光ファイバー網による情報通信整備を示されたのだと思いますが、検討の過程で両者のメリット・デメリットはどうであったのかということをお聞かせください。

私は、広域ケーブルテレビ網整備による情報通信整備は十分に魅力のあるものと思っております。市当局においてはどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

以上、4項目、数多い質問となってしまいましたが、市当局には懇切丁寧な答弁を求め、私の壇上からの質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

#### 【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 議員からは4点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございますが、横手市総合計画への取り組みについてのお尋ねが4項目にわたってございました。

まず、1つ目の基本理念、市民と協働でつくる元気なまちづくりの具体的な手だてについてお尋ねでございましたけれども、改めて申し上げるまでもなく、市政の主役は市民でありまして、民意を基点に協働の精神によって一層の市政充実を目指していくことが私に与えられた使命と認識しておりまして、基本構想にもこの点を明記させていただきました。

具体的な取り組みといたしましては、総合計画策定に際しての各地域協議会への諮問やパブリックコメントの実施などによりまして、広範な市民の皆様の意見の反映、出前トークや「私のまちの市長室」など、各地域へ直接出向きましてご意見を伺うことを実行してまいったところでありまして、また、前期基本計画には市民と行政との具体的な役割分担を例示しておりまして、これらを実践することにより、協働のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

今後もこれらの取り組みを充実させていくとともに、来年3月をめどに、市民がより主体的にまちづ

くりに参画できる仕組みや協働の基本的なルールなどをまとめました市民協働推進指針を策定し、より具体的に市民と行政の担うべき役割を明らかにしながら、協働のまちづくりを推進してまいります。

2つ目に、司令塔となる総括的な市民活動支援センターについてのお尋ねでございました。

今後、協働のまちづくりを推進していくためには、ご指摘のとおり、協働のまちづくりの重要なパートナーとしての各種団体などの活動を調整する組織や拠点となる場の確保が重要と考えております。このため、前期基本計画では、市民活動を支援し、協働のまちづくりを進める拠点として広く市民の参加を求めながら、仮称ではありますが、市民活動支援センターの整備に努めることとしております。

また、協働活動に対する財政的な支援としては、現在、横手市ふるさと振興基金を活用したみんなが主役のまちづくり活動補助金や各地区会議のソフト事業に対する補助金があります。また、合併特例債を主たる財源とする横手市振興基金を設けており、将来的には協働のまちづくり事業にもその果実の活用を行いたいと考えておるところであります。

3つ目に市場化テストについてのお尋ねがございました。

議員ご指摘の数字と一部違っておりますが、現在、市では、集中改革プランに基づきまして123の施設について指定管理者制度を導入し、今後は、目標年度となっている平成21年度までに残る直営施設373施設すべてについて管理のあり方を見直し、指定管理者制度の導入について検討してまいります。

なお、市場化テストそのものにつきましては、現在導入の事例が少ないことなどを考慮いたしまして、それらの動向を注視しながら、今後の研究課題といたしたいというふうに考えているところでございます。

4つ目に、市民活動を支える条例の制定についてお尋ねがございました。

市民活動を支える条例につきましては、最初のご質問に対する答弁の中でもお答えいたしましたとおり、本年度中に協働の基本的なルールなどを定めました市民協働指針の策定を目指しておりまして、その後において、住民参画にかかわる条例などについて検討を行い、全市一体となった協働のまちづくりを目指したいと考えております。

大きな2つ目、P F Iについて3点お尋ねがございました。

まず、1点目と2点目、経過と市のそのものに対する考え方、導入による期待される効果についてまとめてお答えを申し上げたいと思います。

P F Iには、低廉かつ良質な公共サービスの提供、民間の事業機会の創出、財政支出の平準化などのメリットがある一方で、契約に至るまでの事務手続の複雑さや、長期債務負担行為によりまして後年度負担が累積し財政の硬直化が懸念されること、また事業対応が可能な民間事業所が地域には少ないことや、全体的に事業コストを抑える傾向にあるために事業実施による地域経済への波及効果が弱まるなどのデメリットも指摘されております。また、P F Iは現在取り組みが始まったばかりの段階にありまして、導入を促進するための規制緩和、P F I事業への国庫補助負担金制度、地方交付税制度の適用拡大などの諸課題も存在しております。



これまで市としては、P F Iに対する具体的な取り組みは行っておりませんが、これらのP F Iのメリット・デメリットなどを十分踏まえた上で、今後研究を行ってまいりたいと考えております。

この項の3つ目に、新市建設計画事業への関連についてであります。P F I導入に適した候補事業選定に際しての一般論として、P F I導入に当たり、法令などで民間事業者が事業主体になることが制限されていないこと。従来の手法であれば受け取ることのできた国庫補助負担金や地方交付税措置が同等に受けることができるのか。民間事業者にとっては継続的に安定した収入確保が必要なことから、これが確保できる事業であるかなど、さまざまな角度から検討することが必要となってまいります。

また、従来の手法による場合とP F Iを活用する場合の財政負担の比較検討や、対応可能な事業者が中央に偏っていることから、地域経済への波及効果などについても考慮する必要があると考えます。

これらは、当然、新市建設計画に盛り込まれている事業についても、その選定に当たり必要な作業でありまして、P F I制度の研究を十分行った上で、何よりも市民への行政サービスの向上と効率的な行財政運営を実現するための手段として適切であるとすれば、導入すべきものと考えられます。

3番目につきましては、担当の方から答えをさせていただきたいと思っております。

4番目でございます。地域情報化計画についてであります。まず1点目でございます。横手市地域情報化計画では、市民生活の利便性の向上のため、電子申請システム、施設予約システムの構築、学校、公民館イントラの整備、庁舎間のテレビ相談システムやビデオ・オン・デマンドによる教材の配信などの電子自治体の構築が課題となっております。また、市民がインターネットを通じた映像配信などのサービスを享受するためには、市内全域の高速通信網整備が必要となります。

計画では、市内全域での高速通信網の整備の手法として、民間事業者が光通信設備を整備する地域は民間事業者任せ、採算性の面から民間事業者が整備しない地域については市が整備しようと計画しております。

事業計画では、財政状況にもよりますが、平成19年度で地域イントラ事業を、平成20年度から22年度までの3カ年で情報通信基盤整備交付金事業への補助申請を予定しております。情報通信基盤整備交付金事業では、市が整備した回線は通信事業者へ貸し出し、サービス提供は通信事業者へお願いする手法で検討しております。

この事業で光ファイバーを整備するときは、テレビ難視聴対策のための予備信を確保し、地上デジタル放送の受信対策も同時に行いたいと考えております。概算の事業費見込み額は、地域イントラ整備事業、地域情報通信基盤整備推進交付金事業全体で約25億円から30億円程度ではないかと想定いたしております。

この項の2つ目、C A T V網整備との関連でのお尋ねがございました。

ケーブルテレビ事業につきましては、農村型と都市型があり、農村型は投資額が大きい反面、料金収入が多く見込めないことから、自治体や自治体出資の第三セクターが運営し、都市型になりますと、少ない投資で多くの料金収入を確保できることから民間企業が参入しているのが一般的であります。

C A T Vを自治体が整備することは、テレビ難視聴解消対策、市民への地域情報の発信、多彩な番組の提供、高速通信回線への接続など、地域情報化の整備手法として評価できるものであります。しかし、初期投資が多額になるという問題点があります。合併前に横手・平鹿全域で業者が提示したC A T V整備事業費の見積額は120億円でありました。事実、由利本荘市においては、現在整備が進められておりますC A T V事業費は、旧大内町の施設整備に11億円、その他の地域に98億円を投じて整備する計画で、100億円を上回る事業となっております。

このC A T V施設を自治体または第三セクターが黒字で管理運営するには、C A T Vの加入率が85%以上、インターネット回線加入率25%以上が前提でありまして、今後、民間の多様な通信サービスが提供されることが予想されることから、かなり厳しい運営になると考えられるところであります。

一方、当市の光ファイバー敷設計画では、民間通信事業者と事業が重ならない形での整備でありまして、初期投資が抑えられます。また、整備後の通信サービス提供は、民間通信事業者に回線を貸し出し、長期の契約により安定的に行うため、施設の整備後の管理運営費が膨らむことはございません。

最近は、高速通信回線による映像によるサービスも充実しておりまして、テレビと同じ感覚で映像を選択できるようになってきております。また、インターネットでの放送も解禁されようとしている現状から、今後は地域の密着した情報をインターネット放送で提供するなどの手法を使い、C A T Vと同様の情報提供をしていくことも可能であると考えております。このため、本市としては民間通信事業者と共同で光ファイバー敷設を推進した方が効果的と考えているところでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 私の方からは、税の収納率向上対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目ですが、市税等の収納率向上対策委員会の設置につきましては、これまでもご質問の中でお答え申し上げておりましたが、設置の方向で準備を進めており、政策会議等でもいろいろ協議しております。

この対策委員会は、不況や景気の低迷等によりまして市税等の収納率が伸び悩んでいる現状や、税の負担の公平と税財源の確保のため設置するものでございます。あわせて、市税のみならず各種使用料等の未納・滞納者につきましても対策を講ずる必要があるため、各担当部局におきましても対策委員会を立ち上げるべく検討をしているところでございます。

特色といたしましては、納税課の職員の収納体制に加えまして、部長、次長あるいは課長クラスまでに範囲を広げ、あらゆる角度から情報を得ながら収納に当たることや、未納、滞納の原因の調査研究、納税指導に関すること、滞納整理と処分に関することなどを全庁的な観点に立って行おうとするものでございます。

2番目ですが、地方税法上におきまして税の情報は守秘義務が課せられておりますので、他の部局には個人情報の提供はできない現状であり、各部局間におきましてすべて税情報等を共有することなどは

できない分野もございます。しかし、部局間の連携は大変大切でありまして必要であると考えております。個人情報保護等に配慮しながら、部局間の調整あるいは連携を図ってまいりたいと思います。

コンビニによる税の納付につきましてであります。納税者の利便性を向上させる観点から、平成15年度より地方自治法の改正によりましてコンビニエンスストアでの収納が可能になっております。県内の市町村ではまだ実施されておられないようではありますが、県税の自動車税の方で平成18年度から実施されておるようでございます。

現在、横手市でのコンビニ納付導入あるいは情報ネットワークの導入等につきましては、システムの構築の経費の問題、事務処理上の問題や、あるいは手数料等などのコストの問題など、さまざま調査研究してみたいなど、そのように思います。

次に、口座振替申し込みの一元化につきましてですが、現在、横手市では市税や上下水道の使用料、学校給食費あるいは住宅使用料などの29種類の口座振替の方法による納付をいただいております。口座振替納付はこれまでも積極的に推進してきておりますが、ご質問の申込書の一元化はまだ進んでおらない状況でございます。

市民の皆さんが口座振替申し込みをする場合に、別々の多くの用紙にそれぞれ住所、氏名、口座番号等を記入しなければならない煩雑さがあります。システム上や事務処理上の問題も出てまいりますが、市民の利便性の向上についてはぜひ進めたいと考えておりますので、統一できるものから進めたいと思います。ご提言ありがとうございました。

次に、誠意ない滞納者に対する行政サービスの制限についてでございますが、現在、市では、行政サービスの制限と言えるか甚だ疑問であります。要綱等により納税証明書の添付を義務づけているものがございます。例えば入札業者参加資格申し込み、住宅入居申し込み、あるいは中小企業の融資申し込みなどでございます。行政サービスの制限につきましては、ある自治体で行っておるようでございますが、納税義務とサービスを受ける権利の問題、誠意ない納税者の判断をどうするのか、サービスを制限した場合どのような効果があるのか、また市民に与える影響など多方面にわたり検討する必要があると思います。いずれ勉強いたしまして、取り入れられるものがあれば取り入れてまいりたいなど、そのように思います。勉強してみたいと思います。

以上でございます。

田中敏雄 議長 8番上田隆議員。

8番（上田隆議員） ご答弁ありがとうございました。

再質問の機会がありますので、質問をさせていただきますけれども、初めに、最初の協働のまちづくりにかかわることです。これまでこういう協働といいますか、市民と行政とのパートナーシップというのはどういうものであったかというふうに思いますと、やはりこれまでのかかわりというのは、どちらかといえば協力関係といいますか、そういうものであったのではないかと私は思います。

それを今回、これからの一つの行政の指針として、方向性として協働という言葉を使った。しかも、

市民と行政が対等の関係において市政を担っていくという、対等というような言葉もあるわけでありまして、こういうことを考えますと相当の考え方の転換があったと、なければならぬというふうに考えるわけですが、ただいまの答弁を聞いておりますと、さらっとした答弁というような感じがしたわけですが、私の感じからいきますと、いろいろなところで今までの協力関係から協働の関係にいくとすれば、変えなければそうはならないという感じを持つわけがあります。

したがって、条例であるとか、組織であるとか、資金であるとか、そういった組織の問題というような点にわたって意見を申し上げたわけがありますけれども、ただいまの答弁の中では、今度変わっていくというような、そういう実感は残念ながら持ち得ませんでした。

私は、市として対等の関係でやっていくんだということをうたい上げたからには、それにふさわしい対応はとらなければ、何だというような市民からの反発を招きかねない、そういうふうに思います。そういう観点からも、私が申し上げました、いろいろあるわけがありますけれども、一つ一つ検討していただいてやっていただきたい。

特に、資金不足のことにに関して申し上げたわけがありますけれども、40億円の振興資金があると、こういうことではありますが、やはりそれは振興資金という名称があるとおり、必ずしも協働の方に全部使われるというものではないと思います。例えば、当座は協働の方に力を入れると。しかし、そのうちにまた別の要素が出てくればそちらの方に動くかもしれないというものであるかもしれません。そういうものであっては、恒常的な協働というものが効果をあらしめることができるかという疑念も持つわけで、そういうことで話をしたわけがありますけれども、どうかそうはならないように、恒常的な仕組みというものに力を入れていただきたいものだというふうに思います。

さらに、市民との協働ということを考えれば、私の考えであります、市長の答弁にもありましたように、まず市民の参加をいかに得るかということではありますが、これに関しては納得のいく答弁をいただきました。

またもう一つは、地域社会の中で市民の力をかりて効果的な動き方をしていただかなければいけないということになれば、組織、そういったものを大事にしていかなければいけない、そういう役割をどういうふうに持っていかということも大事になると思います。そういう点において、地区会議等もあるわけがありますけれども、そういうところに力を入れて、地区会議そのものが陳腐なものにならないように、力添えをお願いしたいものだというふうに思っております。

それから、2項目のPFIであります、以前は第三セクターというものがあまして、ある時期、これと似たような導入の仕方で行われたことがありました。それが行き詰まって現在いろいろなところで問題になっておりますけれども、1つ、また国とのかかわりなんかもしっかりした中で、今、PFIというものも出されてきたということがあると思います。

アンケート等によっても、まだまだ慎重姿勢を見せる自治体が多いということは承知しておりますが、今、地方分権が進み、財政も窮迫し、これから自主自立の自治体運営をしていかなければ

いけないという中であっては、こういう手法も研究し、有利なものは取り入れていかなければならない時代になったのではないかというふうに考えます。そういう視点の中から今後の取り組みに期待をしたいと思います。

それから、収納率向上に関してであります。最近の新聞報道によっても、ネットバンキングは大変進んできているということが魁紙でも報道されておりました。北都銀行あたりでは平成13年からマイバンクネットが運用されておりまして、年間700件に及ぶ新規契約があるということで、現在の契約数9,000ということになります。

365日24時間体制で対応しているということで、担当者も、これからは電子納税が進んでくるから、それがふえればどんどんふえるのではないかと、こういう見通しを持っているようであります。これは秋田銀行においても同様でありまして、秋田銀行は一部公共料金の納入も可能になっておりますけれども、担当者は同じような見方をしていると、今後急速にふえるであろうという見方をしているということとを指摘しておきたいと思えます。

さらに、この項目で、ちょっと長くなりますが、お聞きをしたいわけでありまして、実は行政サービスの制限については、かなり難しいと、検討しなければいけないと、こういう答弁であったわけでありまして、私は、これからはこういう時代になれば、国保税、各使用料とともに納付の確認を行い、条例化を図るべきだという考えであります。

そういう観点から、国保に関してもお聞きをしたいわけでありまして、実は決算審査のときに、国保税の調定額、これが予算に比べて6億円多いということがありまして、私が質問をいたしました。そうしましたところ、その答弁によりまして、初めから予想される未納額を織り込んで調定額をはじいていると、こういう話でありました。調定額がそのまま賦課額になるということを考えますと、当たり前国保税を納める人はその未納分を背負っているといいますが、かぶっていることになるわけでありまして、

ここが問題なわけでありまして、私の知る限り、市民の方々は国保税がどのように算定されるかということは恐らく承知しておらない。そういう中で、払わない人がいた場合には、その分をかぶった形で納税されているといいますが、しているというようなこと、これは今の情報化時代にあっては、あってはならないことなんではないかというふうに思うわけで、この点に関してまず市長の考えを伺いたいと思えます。

さらに、このことと関係しますけれども、12月に入って日曜日だったと思えますが、NHKで国保のドキュメンタリー番組がありまして、資格証明書をもっている人が、病気が悪化しているんだけど、お金がなくて医者に行けないんだということで、NHKに投書したと、そういうところからドキュメンタリー番組ができたというようなことの番組だったんですが、その中で、厚生労働省の国保の課長補佐という人が出てきまして取材に応じておりました。

その方が申すには、国保というのは、もともとお金のある人もない人も助け合いの中でできている制度だと。それはそうだけれども、納めないというのは論外であると、いわば土俵からおりにいる人だと、

そういう認識を示されました。私はどきっといたしました。

さきに申し上げました国保の調定の問題とも関係あるわけではありますが、そういう認識を持っていると。そこから当然、今現在行われている資格証明書の発行というのものも、そういう考え方からすればそういう施策になるのかなという思いではありますが、しかし現実には、末端の行政では、1年以上そういう形があったにしても、本当にやむを得ない場合は資格証明書があるわけではありますが、短期保険証みたいなもので対応しているわけです。当然それはかぶっているという形になるわけではありますが、そうしている。その辺を考えますと、ここをどう考えるかという、とにかくまず市民には周知させなければ、1つの問題になるのではないかなというのが私の考えではありますが、今の国の考え方と相まって問題だと思しますので、ひとつ見解をお聞きしたいと思えます。

それから、国保に関しまして、そのときでありましたけれども、国保を今支えている構成を見て私はびっくりしたわけではありますが、商業、農業者などの自営業者が2割しかおらなかったんです。あと8割は退職者、失業者、フリーター、パートタイマー、臨時といった方々であります。そうした方々が80%を占めているというのが今の国保の姿であると、こういうことです。このままいくと国保はもつものかというのは、だれにでもわかる自明の理であります。

私が言いたいことは、市長は立場上いろいろな大きな会議にも出られると思しますので、私は、構造的にこういうふうな国保の状況というのはぎりぎりのところに来ているというふうに感じております。今、共済年金、厚生年金の一元化等云々もされておりますけれども、ぜひこういった立場から強力な働きかけもお願いしたいと思うわけではありますが、市長のご見解をお伺いいたします。

それから、最後の項目ですが、ケーブルテレビ、私は視察に行って、これはいいものだということで感心して帰ってきたわけではありますが、市の説明によりますと、初期投資が多過ぎるほどかかるんだというようなことでありました。

そしてまた、日進月歩の今の通信技術の発展の中で、逆に今の市の情報化計画の中でも、ケーブルテレビと変わらないようなものができるというような説明でありまして、ある程度納得をした次第であります。効果があって、しかも安くできれば、それにまさるものはありません。そういうことでありますので、この件に関しての再質問は控えさせていただきます。

以上、お答えいただければありがたいと思えます。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 何点かお尋ねいただきましたけれども、まず1点目でございますが、協働のまちづくり、まさに議員ご指摘のとおり、住民の皆さんと行政組織が対等な関係であらなければ、これからの行政運営、市民サービスは正しく行われぬというのが基本認識でございます。そのイニシアチブをどちらがとるかというのは過去の話でありまして、これからは行政だけがとってうまくいくはずがないというのが前提でございます。多様な住民のニーズにこたえるためにも、住民の側からも大きな働きかけを期待するところでありまして、その辺は、自治基本条例という名前の条例はほかの自治体にあります

が、私どもは、名前は同じにするかは別にいたしまして、そういう精神をしっかりと盛り込んだものをまずつくりたいということでもあります。

あと、ご指摘のように、それぞれの団体がしっかりそういう活動ができるような体制をどうするかというのは、まさに場の問題、スペースの問題と財政の問題があるわけではありますが、財政の問題は、基本的に従来さまざまな地域のボランティア団体にしたような、補助金を出してそれでご苦労さんの世界ではないというふうに思います。NPO等も含めてであります、それぞれの問題意識を持って活動されようとするわけありますので、大きな部分については自立しているということが前提であろうかなと思います。しかし、事業推進に当たって必要な部分を応援するのは当然だと思っておりますので、その辺の切り分けはしっかりしなきゃいけないかなというふうに思っている次第でございます。

それから、PFIについてのお尋ねがございましたが、これについては、法務省が現在、矯正施設を西日本の方に2カ所PFI手法でつくって、間もなく運営が始まります。しかし、法務省も大変及び腰でありまして、どのような運営成果が出るかということを心配しております。矯正施設という特殊な施設だからということだけではなくて、その辺の心配は全国にたくさんあるわけでございますので、私どもはその手法の有用性は認めながらも、もうちょっと勉強したいなというふうなところがございます。

それから、収納率向上に関しまして、特に国保の構造について触れられました。20%が自営業者、農業者という指摘でございますが、大変危機感を持っているところでございます。これについては、県単位の新しい組織をつくるべきだとか、さまざまな組織論もございまして、まず基本は、地域の国保加入者の構造、就労構造も含めたこの辺をどう見るかという観点が欠かせないだろうというふうに思っております、産業振興政策と絡めながらこの問題に取り組みなきゃいけないだろうと。あわせて、国とのかかわりの中で国保運営をほかのさまざまな運営とどのように連携させるかということにも、我々市長会の中で発言をこれからも強めていかなきゃいけないというふうに思います。

厚労省の担当者がおっしゃった話は、余りにも財政均衡にばかり目を向けた議論だと。我々現場で第一線において市民の皆様と接する立場から言わせれば、それは極めて暴言に近い表現だなと思います。資格証明書、短期保険証についても、その運用については慎重な運用を心がけておりますし、これからもそうしてまいりたいというふうに思います。

足りない分については担当から答えさせます。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 国保の調定と予算についてご指摘がございましたけれども、これにつきましては、今後、積算におきましては慎重に対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

田中敏雄 議長 8番上田議員。

8番（上田隆議員） ありがとうございます。

最後に、今の国保のことですけれども、先ほど申し上げたとおりであります、答弁がありませんでしたので、もう一度だけ念を押させていただきます。

私は、先ほど申し上げましたように、今の制度上、万やむを得ずそういうふうになっていると。調定の出し方とかそういうものが、医療費を取り巻く今の状況の中でそうせざるを得ないという面でそうなっているということはわかるような気がします。私が問題にしたいのは、一般の市民の方々がそれをわかって、納得してお支払いしているのか、納めているのかという点であります。

今、まさに情報化時代と言われる中であって、そういうことを知らずして納めない人の分も納めさせられているということが、これはあってはならないことだと。少なくとも周知をした上で、納得してもらって納めていただくような指導というものは、市としてしなければいけないのではないかとこのことでもあります。その点に関して伺います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 国保の財政の構造は極めて複雑でございます。なかなか専門でないとわかりにくいというのはご指摘のとおりであります。しかし、こういう厳しい国保環境にありまして、今までも努力してきたつもりであります。ご指摘のようにこれだけ難しい環境の中にあると、国保の財政状況がただ厳しいだけではなくて、どんなふうに厳しいのか、そのために住民の皆さんに求めようとしている我々の施策は何なのかということも含めまして、きちり説明しなきゃいけないということは感じております。手法はもちろんであります。地域協議会あるいは地区会議等の中で説明をもっとするように努力いたします。

以上であります。

立身 万千子 議員

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） おはようございます。日本共産党の立身万千子です。

2006年も師走を迎えて、どこの事業所でも年末調整など税金についての事務作業が行われています。そんな中で、フリーターの若者たちをはじめ、ことしはいつになく真剣に健康保険や所得税などの話をしています。ご承知のとおり、今年度の税金が余りにも高く、税務課で間違えたのではないかと、怒りの声すら大きく上がっているからです。その大もとにある原因は、国会で定率減税の半減や住民税非課税措置の廃止などが強行されたからです。さらに、ことしは、定率減税の全廃や個人住民税の税率を10%に一本化することをはじめ、来年の税額アップの基礎が着々と準備されていることを私たち庶民は厳しく見据えなければならないのではないのでしょうか。

定率減税でいえば、国は景気がよくなったから廃止すると言いますが、当市の有効求人倍率を見ても庶民の景気は決して上向きではありません。にもかかわらず、経済が好転している大企業や大金持ちの法人税と所得税の税率を政府税制調査会はもっと下げると言っています。



昨今の週刊誌を見てみると、週刊ポストでは「「庶民には大増税、大企業にはばらまきを」という安倍政権の経済政策の正体が見えてきた」と書かれ、週刊ダイヤモンドは「法人税減税とエゴ」といった特集を組むなど、マスメディアでも、私どもの機関紙赤旗の報道ではないかと見間違えるように、大胆に財界タブーを打ち破る報道をしています。日刊現代によれば、トヨタ自動車は2004年分の総売り上げが9兆円でした。しかし、その半分以上、50%以上は輸出売上高のため消費税はゼロです。消費税がかかりません。仕入額税額の控除される額も含めて、差し引き1,964億円もの莫大な還付税額によって、至上空前と言われる利益を得ました。しかも、その世界のトヨタを支えているのは、派遣や業務請負といった無権利状態の労働者や下請業者だということが明らかになっています。

この実態を、仕方がない、雲の上のことであって、この横手のような一地方とは無関係だと考えることはできません。地方から国民の命と暮らしを守っていく施策を発信すること、国の政治を国民本位に展開させることが重要と痛感します。このことは、十分な審議をしないまま国が強行採決して成立させた障害者自立支援法が、多くの障害者や家族の方、そして国民の切実な高まりによって見直さざるを得なくなったという事実にもあらわれていると思います。

何についてもあきらめることなく、市民の暮らし第一に施策を講じることが市政に携わる者の責務と肝に銘じて、通告に従って質問させていただきます。

今回は、横手市の環境問題について、大きく3つの観点から市長のお考えを伺います。

まず最初に、ごみの問題です。ここでは一般廃棄物に絞って質問します。

合併に伴い、旧横手市で実施されていた3つのごみ分別、すなわち可燃物、不燃物、プラスチックの分別と収集が来年度から新市全域で実施されることになりました。旧横手市以外は家庭ごみの指定袋料金が引き上げられたこともあり、過度な負担にならないような配慮が必要と思われます。そのことも踏まえて、合併前の各市町村の処理量の実態と今後の減量化に向けての展望をお知らせください。

2つ目に、住民説明会が行われたとのことですが、その場で出された意見はどのようなことだったのか、お尋ねします。

3つ目に、家庭から出されるものとは別の事業系ごみについて伺います。

ご承知のように、事業系ごみの大部分は食品廃棄物と予測されますが、最近は農村地帯にもスーパーマーケットやコンビニエンスストアが進出してきました。コンビニやファーストフード店は年間10から20トンの食品廃棄物を排出しています。しかし、2006年6月に制定された食品リサイクル法は、年間排出量100トン以下の事業者に対しては、ごみの発生抑制、再利用、減量の取り組みを指導、助言するだけで具体的対策がとられていない実態です。そのような中で、横手市では事業系ごみのうち、許可収集ごみと商店街に位置する自営業者のごみの割合はどうなっているかをお知らせください。

この項の最後に、意識啓発のための推進対策について伺います。

合併前から各市町村では独自に取り組みがなされてきました。例えば旧平鹿町では、秋田版ISOとも言われる秋田環境優良事業所の認定を県内自治体で初めて取得されており、旧十文字町のEM

を活用したクリーンタウン事業を行政と民間で実施してこられた実績や、旧雄物川町のアダプトプログラム方式を取り入れたふるさと美化推進事業で、町内会や婦人会、企業など13団体、830人の活動を行政がバックアップしてこられた実績などが報告されています。事業所対策として、合併前の旧横手市におけるエコライフ協力事業所の推進が挙げられておりましたが、事業所の代表格とも言える市役所の取り組みについて具体的にお知らせください。

いずれにしても、実際には資源循環、廃棄物の削減、特に生産者側である大もとでどう減らしていくかが大きな課題です。生ごみの焼却は自然エネルギーの浪費そのものと言われる実態をどう克服していくか。市としてでき得る限りの取り組みを市民、行政、事業所と連携し、もとであるメーカーに規制、指導していく、そのような地方からの発信をぜひ期待するものです。

大きな2番目に、農地・水・環境保全向上対策について伺います。

市長の所信説明では、新事業であり、各農家や地域の方々から事業の趣旨を十分ご理解いただきながら進めるとのことですが、平成18年度当初予算では、この活動支援実験事業として170万7,000円を計上し、1反歩当たり4,400円の補助で、中猪岡、大森中房、増田八木の3地域で展開するという説明がありました。この事業は、前の9月議会に土地改良事業団体連合会平鹿支部から陳情が出され、採択されました。農家ではない市民も対象になるということですが、なかなか趣旨が周知されない実情があります。

そこで、1つ目に、この3つの地区のモデル事業の内容や、これからの推進計画の具体的内容をお知らせください。

2つ目に、この事業は、市の総合計画案の自然・歴史的環境の保全と活用という項目のうち、生物多様性の保全、水辺環境の保全・整備、そして活力のある農業振興という中に位置づけられています。確かに、市街地においても新横手市は農地や用水路が重点になっており、例えば雪の季節は流雪溝のかわりに水路が雪捨て場として活用され、大雪の日は水の流れがとまったりあふれたり、地域住民の悩みの種です。その解決策としての資金運用もあり得ると理解していいのでしょうか。

そのほかに、市がこの事業を市全体の環境保全事業の一環として期待するものは何でしょうか、お知らせください。

この項3つ目に、所信説明には122地区、1万970ヘクタールの導入予定とありますが、国からの指針待ちとはいえ、合計で数億円にも上るこの事業を実効あるものとしていくには、農林整備課のみならず環境保全課や地域維持課、そしてJAや土地改良区など庁内外の連携が必要なのではないかと考えます。市としての推進体制はどのようにするお考えなのかを伺います。

最後の環境問題は子育て環境です。

ご承知のとおり、市では合併を見越して、旧8市町村での連携のもと、次世代育成支援行動計画、略称「夢はぐくむ雪んこプラン」を策定しました。その策定委員会をさまざまな市民団体の方々とともに傍聴し、パブリックコメントを提出させていただいた市民の一人として、計画の進捗状況を伺いたい気

持ちはひとしおです。

計画の策定段階から、このプランを絵にかいたもちにするか、実のあるものにするかは地域協議会の活動にかかっているとされてきました。実効あるものにするため市民に対する公募を提案してきましたが、動き出した今、その協議会のメンバー構成はどうなっているか、そして活動状況についてもお尋ねします。

2つ目の質問は、親と子供が成長できる環境づくりについてです。

子供が成長するためには、周りの物的・人的環境が大きく影響することは言うまでもありません。特に子供をはぐくむ大人、とりわけ一番身近な親が親として育っていかなければ、子供は幸せに成長できないことを、この1年つくづく感じたのは私だけではなかったと思います。

「あの秋田から来たのか」と県外の人に言われました。その人たちの言う「あの」の意味を聞くと、のどかな田園という環境で子供たちは素朴に伸び伸びと育っているはずなのだという思いなのだそうです。けれども、一見のどかな秋田県は日本有数の少子化率、高齢化率、自殺率、そして人工妊娠中絶率です。さらに、教育にお金がかかるから子供を産みたくても産めないという県民アンケートに基づきながら子育て税を新設しようとする県である。その意味でも全国から注目されています。

仮に県知事が子育て税を強引に持ち出すにしても、子育てを通して親をはじめ周りの大人が成長するような環境づくりといった視点をしっかりと据えることが前提になるべきだと思います。そうでなければ虐待もいじめも解決しないのではないのでしょうか。

そこで、この項では4つの点について質問します。

第1に、育児不安を軽減させるための相談体制を整備する必要があると思います。その点で、1つは母子健康手帳をもっと活用できないかということです。妊娠届については、産むと決めたらまず必ず役場に届けます。そこから無料の妊婦健診や予防接種などの情報を発信しますが、総合計画案では、妊婦の保健指導件数について、平成17年度179件を平成22年度380件にするとしています。具体的にはどうやって数値目標を達成するお考えでしょうか、ぜひお答えをお願いします。そして、出産後のサポート体制、里帰り出産を含めて訪問指導などきめ細かに対処するための具体策をお知らせください。

2つ目に、家庭児童相談員の位置づけとスタッフの連携について伺います。

合併新市では本庁に3名の相談員が配置され、各地域局の担当者と連絡をとりながら頻りに訪問したり、電話相談など献身的に活動されております。県の児童相談所とも連絡を密にされておりますが、乳幼児から高校生までの子供たちと彼らを取り巻く大人たちへの対応は、時間的にも精神的にも膨大なエネルギーを要します。目標は2人以上配置すると計画にありますが、現状で充足していると判断されているのか。不足だとすれば日常的にどんな連携をどことって補足するのか。及ばずながら、私たちも行政と問題を共有して解決策を見出したいとの思いから質問するものです。

次に、地域の子育てサークルとそのネットワーク構築について伺います。

例えば、虐待されているのではないかとか、親のDVがあるのではないかと気づくのは、保育所、幼稚

園、学校、病院などで身近に接している人々ですが、極力外出をしないで家の中に引きこもりがちな親子に対しては、少なくともサークルに誘ったり心配したりできるのは地域であり、隣近所です。

その意味で、まず1点目に、自主運営の子育てサークルが市内ではどれだけ組織されていて、どんな活動を展開しているか、把握されている情報をお知らせください。

2点目に、ファミリーサポートセンターの登録会員数と活動状況をお知らせください。横手地域局では、事務局の場所がわんぱく館に移ったことによって変化があるかどうか。また、ほかの自治体では、横手市ではあるかどうかわかりませんが、せっかく登録したのに出番が来ないという例がありますが、この実態はどうでしょうか。

3点目に、各地域局にある子育て支援センターの活用状況をお尋ねします。全部の地域、主に保育所の中にセンターが配置され、平日は毎日開放されているようです。参加者は母と子のみならず、若いパパやおばあさんの場合もあって、楽しく充実している様子をお見かけしましたが、いつも同じメンバーが参加して、家の中にもっている親子はなかなか参加しないという悩みも聞いております。

カナダの例として、こうした閉じこもりの親子がいそうな家のドア越しに、お誘いのチラシを何度も配りに赴く地域担当者の活動をスライドで見る機会がありました。我が町でも地域のボランティアや自主的な子育てサークルなどと協力すれば、単なる外国の例で終わることのない可能性はあると思われま。現実には各地域局での子育て支援センターにおいて保育担当者は固定しているのか、複数で担当しているのか、参加者の数はどうか、状況をお知らせください。

4点目に、子育て支援ネットワーク協議会設置の取り組みについてお尋ねします。

市の総合計画案には、多様なニーズにこたえるため、行政サービスに加え子育て支援グループ等の地域保育資源を活用し、支援を必要とする人々と支援者を有機的に結ぶ子育て支援ネットワークが必要という課題から、各地域局の子育て支援センターと結び、子育てに関する情報提供や相談活動、支援のコーディネートがワン・ストップでできる体制を整備すると明記されています。

全市をカバーする民間の自主運営サークルは、これからもっと拡充されることと思いますし、カナダの例にもあるように、各地域局の子育て支援センターと連携をとって、市内のすべての子供たち、保護者たちのセーフティネットをつくることは、虐待やいじめ、DVなどを解決していくためには不可欠と考えます。ネットワークを構築するに当たり市長の具体的なお考えをお知らせください。総合計画案には駅前開発との連動が記されていますが、取り組みの推進状況もお知らせください。

次に、子育て環境の大きな分野である労働政策についてお尋ねします。

先月、横手市で「イキイキ職場支援」フォーラムが開催されました。仕事と家庭の両立のため、企業に対して就労環境改善の啓発活動を県とともに進めていくものと理解しますが、従業員が300人以下の事業所でも名乗りを上げ、10社が前向きな宣言をされたことは評価するべきで、実際に足を運んで啓発活動を実践されている担当の方々に敬意を表します。

また、今般、新市の男女共同参画行動計画が策定されたわけですが、公募の策定委員の皆さんと各部

署の行政側の皆さんが、何度も部会ごとに集まっては討論を重ねられたそのプロセスが貴重なものと思います。将来、男女平等が当たり前のこととして推進され、市の施策や市民生活に浸透していくには、まだまだ遠い道のりですが、策定に携わってこられた市民の方々の活躍の場をこれからも行政でしっかりと位置づけてくださることによって、横手市全体に意識啓発が行き届くものと期待しています。

そのためにも、市内の事業所が仕事と家庭の両立と経営実績向上との相乗効果を確認できるような手だてが必要と考えます。今は正規雇用者に対しての手だてがほとんどですが、大方の事業所では3分の2が非正規職員というのが実情です。

県では、いきいき職場宣言の条件として、次世代育成支援行動計画を事業所独自でつくるということになっていますが、既に行動計画を策定済みの事業所数と、そのうちで正規職員以外にも適用している事業所の実態をお知らせください。

多様な働き方は今後もっと普及していくものと思われませんが、だからこそ、同一労働、同一賃金の原則を追求していかなければ、育児休暇をとるまでに至らず、出産と同時に退職を余儀なくさせられるという今日の状況からは脱却することはできません。

厚労省や21世紀職業財団では、中小企業子育て支援助成金など、さまざまな事業を展開しておりますが、県の振興局任せではなくて、市がその窓口となって紹介することをより積極的に進めるのが肝要と思います。市長はいかがお考えでしょうか。

環境づくりの最後に、市内保育所の運営状況を伺います。

ご承知のとおり、市内には僻地保育所も含めて公立15、私立19の保育所があります。従来、保護者の就労や就労準備、疾病などで保育に欠ける子供を行政の責任で入所措置をする仕組みで、保育サービスという言葉を使っても、子供たちにとっては毎日身近に自分を丸ごと受け入れてくれる大切な人々であり、施設です。

整備ももちろんですが、とりわけ保育士という存在が子供たちの成長にとって、また親をはじめとする保護者の子供とのかかわりにとって大きな意味を持つことは言うまでもありません。幼稚園と違って長時間の保育所生活を送る子供たちには、無条件で甘えられる、安心してぶつかっていける、そんな信頼できる保育士集団が必要です。それは同時に、保育士自身が身分を保証され、意見交換ができて、意欲的に保育を実践することができる環境が必要ということでもあります。

そこで、次の点を質問します。市内保育所における正規職員と非正規職員の人数と割合についてお知らせください。中でも特に、非正規職員を含めた職員の離職率と民主的な職員会議の開催数は、保育の質のパロメーターになり得る重要な要素とされています。

世界的な傾向で、日本と同様に貧富の格差が拡大していることや若年出産、そして国際結婚や移民などによる言葉の不自由なハイリスク層の対策を余儀なくされての取り組みから、多くの国で幼児教育の研究が継続されてきました。イギリスのフレーベル研究所などの研究結果によると、保育所における職員同士の人間関係の民主主義が重要だと報告されています。だれの意見であろうと、たとえまだ経験の

浅い保育者の意見であろうと、子供の気持ちを代弁している発言としてひとしく尊重されていることが、毎日の保育実践の中での子供のプライドや感情の尊重の仕方にはね返っていくからであると強調されています。

OECD経済協力機構の加盟国29カ国のうち、先進諸国12カ国の幼児保育政策の動向がまとめられていますが、その中で保育の質の基本となる子供観、保育観が展開されています。子供は未来の労働力としての見方と、今をともに生きる一人の人間としての見方を統合してとらえるべきで、未来の労働力という側面だけを追求するならば、読み書き、算数など、学校的な課題へのプレッシャーが大きくなり、ひいては幼児期に身につけるべきほかの課題が軽視されることにつながる危険性があるという指摘は、現在の日本の動きに対する警鐘と受けとめなければならないのではないのでしょうか。

全国的傾向として少子化が著しくなっているにもかかわらず、保育所の待機児童はふえているという実態がありますが、横手市では、とりあえずハード部分は老朽化の問題を除けば大きな壁はないと考えます。課題は保育の質であると次世代育成支援行動計画の策定委員会でも指摘されておりました。保育の質をよりよく確立することで、子供とのかかわりが子育て支援の核となっている保育所から、保護者、そして家庭で養育している若い親たちへ広まっていくことが今緊急に求められているのではないのでしょうか。ドメスティック・バイオレンス、虐待、いじめは循環するもので、世代を超えての連鎖だと言われます。子育ては楽しいもの、そして親育ち、祖父母育ちは健全な老後をつくるものと胸を張って言える横手のまちづくりを進めなければと、熱い思いで語っています。

以上が私の通告した質問です。私は今回環境問題をテーマにしましたが、特に子育て環境は、単なる計画書によって解決できるものではないと思います。ややもすると、計画をつくることが目的となって、具体的な取り組みや活動にはなかなか発展しないという実態を残念ながら数多く見てきました。行政としてぜひ計画に基づく具体的な取り組みを積極的に展開されることを心から期待し、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 私の方から、2番目にお尋ねがございました農地・水・環境保全向上対策について、この中で3点お尋ねがございましたので、まずこれにお答え申し上げたいと思います。

この事業につきましては、これまでそれぞれ農業生産施設の造成だとか維持管理は、それに関係する農家、農業団体が行ってきたわけでございます。しかし、これらの施設そのものは単に農業生産にとどまることがなく、地域でいろいろな恩恵を受けている観点から、地域こそって管理をすれば面積に応じて交付金が交付される事業でございます。17年度において調査をいたしました。そして18年度においては、ご指摘のように実験モデル事業が行われまして、本年度から本格導入されることになっておりますが、調査に当たりましては、当横手市では、ご指摘のとおり横手地区の中猪岡地区と十文字地区の中村集落が行っておりまして、それを踏まえて実験事業に3地区3集落が取り組み中でございます。

活動事例や計画の具体的内容でございますが、まず農業者以外の方々を含めた組織をつくっていただきまして活動計画をつくります。それによりまして市と協定を結んで実際の活動に入り、市においてはそれらを確認することになっておるわけでありまして。

活動の中身であります、大きく分けまして資源・施設の適切な保全管理を行う基礎部分、例えば水路の溝ざらい、草刈り、砂利敷き、そして施設の長寿命化と生態系景観保全を目的とする誘導部分、これは例えば生物調査でありますとか、水路沿いに花を植えるなどになっておりますが、この2つの実施が義務づけられておるわけでありまして。

2つ目に、この事業と他の環境保全事業との関連性でございますが、市の期待といたしましては、特に誘導部分におきまして、総合計画環境保全施策の充実、市民との協働による環境保全活動の推進とマッチするものがございまして、期待をしているところでございます。

3つ目に、事業を実効あるものとするための市の体制についてお尋ねでございますが、これまで申し上げましたとおり、非常に多くの実施すべき項目、また多岐にわたっておりますので、この事業の趣旨を十分に理解をして、市もそうであります、地域の方々にも活動していただく必要があると思っております。このため、ご指摘のように、各地域局は無論であります、土地改良区など関係団体とも連絡を密にしながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

3番目に子育て環境についてのお尋ねがございましたが、この中の後段に次世代育成支援行動計画策定事業所数にかかわるご指摘がございました。議員からご指摘がありましたとおり、今年度、仕事と家庭の両立の観点から、働く場での男女共同参画を推進するために、事業所と県が協定を結びます男女イキイキ職場宣言事業所の取り組みに力を注いだ結果、今年度協定を締結した県内3事業所のうち、横手市からは10社が締結をいたしたところでございます。「知事と語ろう「イキイキ職場支援」フォーラム」において協定を結びまして、これで昨年締結した部分と合わせまして15社となったところでございます。

ご指摘がありました非正規社員、我々は非正社員という呼び方をいたしておりますが、その事業所数であります、この計画策定を提出いたします事業所の提出内容であります、行動報告書の添付義務がないというようなことございまして、それ以外の定められた様式での報告書を秋田労働局に提出するということございまして、ご指摘の非正社員にかかわる事業所についての数は把握できなかったところでございます。

そのほかにつきまして担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 私の方から、ごみ対策について答弁させていただきます。

まず、横手市の一般廃棄物の状態ですけれども、現在、市で処理しておりますごみの状況であります、ここ数年のごみの総量を見ますと、ごみの減量化活動や手数料制の一部実施、それから町内会など

住民各位のご理解とご協力の結果、市全体では3万4,000トンから3万5,000トン前後でほぼ横ばいの状況になっております。17年度の実績で申し上げますと、処理総量は3万3,986トンで、そのうち可燃ごみが2万6,570トン、不燃ごみが687トン、資源ごみが5,751トン、粗大ごみが978トンという状況になっております。

それから、今回のごみ袋の件で住民説明会で出された主な意見についてご質問がございましたが、新たな指定ごみ袋にかかわる説明会をこれまで31回行っております。その中で出された質問ですが、3つに大別されると思います。

1つは、具体的なごみの出し方にかかわるものでございました。これが最も多い質問です。それから2つ目は、なぜ手数料制なのか、統一なのかということでもございました。それから3つ目は、袋の値段が高くなると不法投棄や自宅での焼却が多くなり、かえって環境にとってはマイナスなのではないか、こういったご質問やご意見が、特に現在手数料制を導入していない地域で多かったと思います。

これにつきましては、手数料制というものがごみの減量化と処分にかかわる費用負担の公平性の面からぜひ必要であると、住民の方々にご理解とご協力をお願いしてきたところでございます。

それからまた、不法投棄につきましては、不法投棄自体が違法行為であるという、そういう環境の教育とか意識高揚のための啓蒙活動を広く行っていくことが何よりも大切なことではないかと思っております。また、現実に対応するため監視活動も強化していかなければなりません。このため市では現在、60名の環境監視員を配置しておりますが、この方々の監視の効果を上げるためにも、市民の皆様にもご協力をお願いしているところでございます。

それから、事業系ごみについてのご質問がございましたが、許可収集ごみの割合と自営業者のごみの割合というご質問ですが、事業系ごみのうち、許可業者への委託による搬入量と自営業者みずからによる搬入量の割合についてということですが、ごみの収集運搬許可業者は、事業系と家庭系双方を収集いたしておりますので、許可業者によって持ち込まれたごみが事業系か家庭系かまでは把握ができないような状況にあります。それから、個人持ち込みのものであっても、それが例えば食堂などのごみで、ほかの一般家庭ごみとまざってくるような場合、これもまた事業系かどうか区分することが困難であります。

以上の理由から、ご質問の内容につきましては数量捕捉が難しい状況になっております。

それから、意識啓発のための推進対策についてですが、エコライフ協力事業所の状況です。旧横手市において実施されていた事業ですが、環境保全意識の高揚とごみ分別や減量化、リサイクルなど具体的な率先行動の実践を促すための認定制度でございます。主に商業部門を中心に106の事業所と、町内会の部では41町内会が認定されております。合併後も引き続き運営することといたしておりますので、要綱の整備が済み次第、年度内に全市に呼びかけて推進していきたいというふうに考えております。

それから、事業所としての市役所の取り組みですが、横手市役所で取り組んでいるごみ減量化の環境対策についてお答えいたしますが、ご指摘のとおり、市役所は環境行政を推進する主体であるとともに、事業者としての性格も持ち合わせております。市役所が行う環境保全行動は、市民や事業者の取り組み



に刺激を与え、地域の環境対策の推進につながることを期待されているところでございます。そのため、市としては合併後にいち早く環境基本計画の策定に取り組みまして、市役所が実践する地球温暖化防止実行計画を盛り込んだ計画書を策定したところでございます。

この計画に基づき、ことしの4月から小・中学校を含めた市役所の全職場でエコオフィス運動を展開しております。取り組み内容は、ごみの減量化対策、廃棄物の分別・再利用、エネルギー使用量の削減、エコドライブの推進などであります。250人ほどの環境推進員を町内各職場に配置いたしまして、取り組みの実態を数値で確認をいたしております。今後は、年度ごとに二酸化炭素の排出量を把握いたしまして、評価、点検を行い、市民に公表することといたしております。また、ことしの9月に地球温暖化に対応する行動の手引きを作成して全戸配付したところですが、市役所で現在実践しているエコオフィス運動もその中でご紹介をさせていただいております。

それから、子育て環境についてですけれども、1つ目は、次世代育成支援行動計画の推進状況の中で、地域協議会のメンバー構成と活動内容についてのご質問ですが、現在、横手市次世代育成地域協議会委員には19名の方が委嘱されております。医師、それから保健関係者、福祉関係団体や教育関係者、事業所、地域関係団体などの代表者に加え、公募により一般の市民の方が3名、また市内の高校生3名にも委員をお願いいたしております。

6月に第1回の地域協議会を開催いたしまして、次世代育成支援行動計画の内容説明等を行っております。その後、関係部署職員による検討委員会を立ち上げまして、事務事業の現状と課題の把握、それから目標等の検討を行いまして、10月開催の第2回地域協議会では、委員の皆様方に子育て支援部会と健康人づくり部会の2つの部会に分かれていただき、子育て支援策の方策への具体的な提言をそれぞれの立場から数多くいただいております。年度末には第3回の協議会を開催する予定ですが、さらなるご提言をいただき、事業計画の見直し等を図っていく予定でございます。

それから、親と子供が成長できる環境づくりということで、育児不安軽減のための相談体制の整備、その中で母子手帳の活用についてのご提案がございましたが、育児相談については、各地域に設置されている子育て支援センターや保育所をはじめ、子育て支援課や各地域局の福祉保健課においても電話や家庭訪問などを通して随時相談に応じております。

ご提案の母子手帳の活用につきましては、悩みや不安を抱えながら相談に踏み切れずにいる保護者の方々への対策といたしまして、また虐待の防止や早期発見につながることも考えられることから、有効な手段というふうに考えております。

それから、家庭育児相談についてですけれども、平成18年1月から家庭児童相談員を2名増員いたしまして、現在3名の体制で各種相談に応じております。子供の生活習慣、しつけ、家庭内外の人間関係、養育についてなどなど、児童に関するさまざまな問題について相談を受ける体制になっております。相談や通報があった場合は、児童相談所、保健師、教育機関、民生委員等関連する機関とともに訪問をいたしまして、さらにはケース検討会を開催いたし、対応を協議するなど連携をとりながら進めておりま

す。今後も迅速な対応に努めるとともに、相談窓口としての役割を十分に果たせるよう、諸所の機会をとらえながら市民への周知徹底を図ってまいります。

それから、地域の子育てサークルとネットワーク構築についてのご質問ですが、子育てサークルにつきましては、市で把握しているのが現在のところ38サークルでございます。昨年末のサークルの実態調査によりますと、サークル利用者はゼロ歳児から高校生、さらには保護者、女性までと、その対象は広範であります。託児、それから人形劇、読み聞かせ、伝統芸能保存継承、制作活動等、その活動も多岐にわたっております。今後、自主的な地域に根差した活動を進めている各サークルとの連携を図り、互いに協働しながら子育て支援の充実に努めてまいりたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンターについてですが、現在、横手地域局と増田地域局にセンターが設置されております。会員の募集等を行い、支援活動を実施しておりますが、将来的には市内3カ所にサポートセンターを設置することを目標といたしておりますので、今後、西部地区にも設置をすることになっております。

それから、利用したいファミリー会員は現在353名の登録がございます。そのうち実際に利用されている方は3分の2程度でございます。また、支援するサポート会員は105名、そのうち毎月活動されている方は15名から20名程度になっております。今後は、この事業の趣旨を多くの方々にご理解をいただきながら、活動の充実に努めてまいります。

それから、子育て支援センターの活動状況ですが、各地域での子育て支援センターの活動内容は、親子で集う広場、それから相談業務、子育て講座の開催、会報の発行、サークルとの連携、保育所の巡回開放などが主なものでございます。各センターに共通しておりますのが、未就学児と保護者を対象にした仲よし広場などがございますが、利用実態は各地区6から32組の参加となっております。

それから、職員についてですが、各施設とも兼務を含めまして1から4名の配置になっております。今後は、子育てに不安を抱えながらも参加をしていただけない保護者の方々に対しまして、あらゆる機会をとらえて参加をお願いし、楽しく子育てをしていただけるよう努めてまいりたいと思います。

それから、子育て支援ネットワーク協議会についてですが、現在、虐待防止連絡協議会や次世代育成地域協議会などにおいて関係機関との連携やネットワーク化はなされておりますが、自主的なサークルとの連携が十分とは言えない状況にあります。子育て支援のさまざまな場面で自主的サークルとの連携が不可欠であると認識しておりますので、サークルのコーディネーターなどの養成に努めながらネットワーク化を図ってまいりたいと思います。

次に、親と子供が成長できる環境づくりの中の市内保育所の運営状況、その中で保育所の職員についてのご質問ですが、平成18年11月末で正規職員が私立が149人、公立が76人、それから非正規職員が私立で143人、公立で54人となっております。正規職員の割合は53.3%です。

離職率につきましては、正規職員が私立で9%、公立で6%、それから非正規職員では私立で10%、公立で13%となっております。ただ、この率には雇用契約の満了に伴う離職も含まれているということ

をご理解いただきたいと思います。

それから、職員会議の開催数ですが、私立、公立ともに年平均14回となっております。定例の会議に加えまして行事等の会議も含まれたものとなっております。ただ、これもほかに状況に応じて適宜会議が催されているものと思います。

それから、総合計画の妊婦の保健指導件数については、現状値の179件から22年の目標値380件が記載されておるわけですが、現在の訪問件数が179件でありまして、今後きめ細やかな指導を踏まえ、将来的には380件を目指したものでありまして、具体的には、小児科医などにつきまして協議検討をしながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 私の方から、わんぱく館に事務局が移って変化があるかというご質問がございました。

移りまして当初といいますか、場所が移った関係で周知の関係と案内板等との関係がございまして、それぞれ関係する地域局とも十分連絡をとり合いながら、案内板の移設等も含めて行ったところであります。

また、職員につきましては、あの建物に移りまして、むしろ自分たちでここを何とかしてよくしなければならぬと、そういったいい面での意欲が出てまいりまして、いろいろ備品等必要なものにつきましても、広くメールを使いまして市の職員の方々に呼びかけまして、そういったご協力もいただきました。さらにまた、子供を持つ親御さんの、議員からご質問がございましたさまざまな団体等の活動も現在芽生えておりまして、私ども、今後こういった活動を全市的に広めたいなと思っております、そういったよさが出ているのかなというふうに思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 1番立身議員。

1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

時間の関係で単刀直入に質問させていただきますが、1番のごみ対策について1つだけ伺いたいのは、環境監視員の監視の対象は何なのかということです。というのは、事業系ごみについて許可収集ごみの割合、自営業者で例えば商店街では、これは事業、これはうちというふうに分けられないということは私もわかりますし、大都会ではないので、許可収集ごみがどれくらいピンはねされているとかというのはなかなかつかみにくいだろうとは思っていました。

ただ1つだけ、市民の側から、なぜ監視員の対象は何なのかを伺いたいかというと、何年か前に、たしか雪のころに、中央町の水がばーっとあふれて道が通行どめになったということがありました。記憶にあると思いますが、そのときのいろいろな原因というのは、結局、特に飲食にかかわる業者の方々のグリーストラップの清掃をうまくやっていなかったというのを聞きました。私、議員じゃなかったので

その辺くらいしか把握していないんですけども、ということは、その辺も、事業者の方々へのごみの原因となるそういうことの監視もするのか、それとも不法投棄だけを見る専門の方なのかということのを伺いたいということが1つです。

それから、子育て環境のことについて少し伺いたいのは、地域協議会、次世代育成支援行動計画、私が見落としだしたら申しわけないですが、いろいろな審議会などの経過はホームページに詳しく載っていますが、この協議会は私は見たことがないんです。中身がどういうことを展開されたのかということで、これが公開されているのかどうかということのを伺いたいと思います。

特に、高校生の方々の発言というのも伺いたい。というのは、この間、県の子育て支援条例ができた記念のシンポジウムが県であったんですが、そのとき横手南中の生徒さんたちのすばらしい子育てに対する提言がありました。小児科医との連携の部分、それから子育て関係の消費税はなくせとか、さまざまな具体的な提言があったんですが、それもこの中にあったのかどうかということも伺いたいで、公開しているかどうかを伺いたい。

それから、2番目に児童家庭相談員の位置づけについてなんですけれども、結局さまざまところとの連携をされているというのは私も理解しています。それが2名以上という目標は数値的には達成しているわけですが、これを市当局として市長は十分充足しているというふうにとらえていらっしゃるのか、それとも、どんどんいろいろな問題が出ていて、県の児童相談所長さんとかという方々はびくびくして大変だと、いつ自分の管内で殺される子供が出てくるかわからないということで、非常に緊迫していることが報告されました。そういうときに、充足していると認めているのか、その内容についてどう把握しているのかというのがもうひとつ伝わってこないの、そこをお願いしたいということ。

それから、もう一つは、病後児保育という関連からいいますと、ファミリーサポートセンターのわんぱく館に行って聞いてきましたが、熱が38度をめどにして、それまでは預かるけれども、それ以上になったら親御さんでなければ責任は持てないしということでお断りしていますということでした。それはそうだと思います。

病児はもちろん仕事を休んでも親が見るべきだと私も思いますが、病後児の場合、水ぼうそうが治ったんだけど、うつるのでまだ登園してはいけませんというときに、私も子育てのときに非常に困りました。あの当時はだれに預けるということもなかったので、親子して泣いて知らない人に預けたんですけども、今はそうじゃなくて、ファミサポがあるから安心だ、また浅舞感恩講保育園のように病後児保育があるから安心だというふうには名目はありますが、実際のところ国の補助金対象にもなって、特別保育というのはどんどんやっっていこうという方向だと総合計画にありましたけれども、子供にとっては、ファミサポでの看護師さんの免許を持った方とか、そういう支援会員さんのところで預けられないかというようなことも話し合われています。そこら辺で、市としては、ファミリーサポートセンターなりそういうネットワークを構築する中で、病後の子供たちを見ていく体制をとられるおつもりがあるのかということのを伺いたい。

もう一つなんですが、保健指導件数179件から380件と非常に具体的な数字が出ているその根拠を伺いたかったんです。これは出生率との関連で、結局月平均どれくらい訪問するのか。ただ、ちょっと微妙で要注意の家庭の子供にだけ指導するのか、そうじゃなくて小児科医に依頼していくのか、そこら辺がはっきりわからないというのと、結局、虐待なりDVなりというのを察知するのは、やはりその家に行かなければわからないということがあります。私は、訪問指導というのが基礎になるとずっと前から申し上げていますが、保健師さんが不足だったとしたら、さっき申し上げたように、いろいろな自主サークルの人たちと一緒にいって行くなり、何かしら方法をとらないと、後手後手に回ってしまうのではないかという懸念からそこを申し上げています。それだけお願いします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 不法投棄の監視員の業務内容なんですけれども、基本的には不法投棄に関する監視ということでご理解いただきたいと思います。

それから、それにあわせて市街地の環境整備につきましては、まずそこに住む住民、要するに事業所であろうが一般市民であろうが、市民の義務としてそれに対応していくというのは当然のことというふうに理解しておりますので、そのような形でこれから市民の方々、事業所の方々に啓蒙活動をしていきたいというふうに思っております。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 次世代協議会の関係でございますけれども、実は10月20日に、1つは子育て支援部会、もう一つが健康人づくり部会というふうに2つの部会に分けて、それぞれの委員さんに議論をしていただきました。

公表しているかどうかということですが、現在のところはまだ公表しておりません。というのは、この協議会の中でももう少し議論をさせてほしいというふうなお話がありました。

ただ、何点かご紹介しても差し支えないだろうというふうに思うわけですが、1つは子供に対する虐待の関係がございまして、これは議員の質問の中にもあったわけですが、子供を持つ親の教育をどうしていくのかというふうな点もあります。また、1つは食育の推進、それから青少年の健全育成をどういった方向で見直していくのかというふうなさまざまなご提言がございまして、これらをもう一度じっくり、委員の方々も6月に委嘱を受けたわけでございますけれども、そういった点で協議をしたいということで、その段階である程度公表できる状況になりましたら、そういった措置をとらせていただきたいというふうに考えております。

それから、虐待の関係でございますけれども、私どもも大変心を痛めております。現在、虐待なのか虐待でないのか、その判断は別にしましても、まず1つは、そういった兆候があるということについての実態、情報をキャッチすることが大事だろうというようなことで、虐待防止連絡会議の中でそういった連絡網をしいてございます。

ちなみに、17年10月からことしの3月までの状況を見ますと16件の通報がございました。そのうち調

査をしてみましたところ、子どもがいろいろ中でケース検討したわけでございますけれども、虐待には思われないというふうなケースが5件ございました。

そういった状況でございますけれども、現在さまざまな問題で6件ほどを抱えてございます。年度の当初には9件ほどあったわけでございますけれども、県の児童相談所等々関係機関と協議をいたしまして、児童相談所への入所等の措置をとらせていただきまして、現在は6件についてそれぞれの学校、地域、保健師、民生委員、そして子どもの家庭児童相談員も含めてケースのサポートに努めております。

ただ、なかなか難しいのは、非常に多くの人と会いたがらないといいますが、どこかで、この人に信頼してお話ししたいというふうなことがございまして、言葉をかえて言いますと、余りたくさんの方が入れかわり立ちかわり行くのは好ましくないのかなと。相談される個々の方の気持ちもございまして、そういった点は十分配慮しながら努めてまいりたいと思います。

十分なのかどうかということについては、それぞれのケースによって対応が違ってきますので、私もとしては、とり得るあらゆる手段をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、病後児保育のことについてのお尋ねがございました。現在、市内の保育所では、社会福祉法人立の浅舞感恩講保育園で病後児保育を実施しております。ご承知のとおり、保育所の入所、玄関等も含めて別にしなければならぬわけでございますし、看護師の配置等も必要でございます。何せ全国的な状況を申しまして、せんだっての新聞にも載っておりますが、在宅での看護師の確保というのは非常に難しいという点もございまして、今後、市の保育所の整備に当たりましては、さきに土田議員さんからもお話がありましたけれども、事業メニューといいますが、そういった点を十分考慮して、そういう設置を含めながら考えていかなければならないというふうに思っております。

なお、民間でございまして、市の西部地区については具体的に病後児保育をやりたいというふうな関係でのお話もございまして、そういった点でも十分協議検討しながら進めていきたいなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時30分といたします。

午後 0時20分 休憩

午後 1時30分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部正夫 議員

田中敏雄 議長 13番阿部正夫議員に発言を許可いたします。

13番阿部正夫議員。

【13番（阿部正夫議員）登壇】

13番（阿部正夫議員） 市民の会の阿部正夫でございます。

次の数点について、市長の所信並びに率直な答弁を求めます。

まず、その第1点は横手市総合計画並びに予算編成についてであります。

今議会には、合併協議会で策定した新市建設計画を下敷きに横手市総合計画の基本構想に関する議案が上程されました。この計画が実行に移されまると、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市が建設されていくと、それこそ夢あふれる思いですが、その実現のためにはさまざまな行政課題が待ち受けているものと想像されます。

合併1年が経過したところで、合併の趣旨、効果を大いに新しい計画に盛り込みながら、それぞれの目標値も設定されているようですが、目標達成のためには特にかなりの財源が必要とされるが、その確保はできるのかなど、新市にはまだまだなじめないでいる市民も多くいると言われる中、総合計画の特に基本計画は、確かな実現性のあるものでなければならないと思います。

市長に求められるもの、市長が見詰められているものは、行政サービスを含めた行政水準の低下をさせることのない予算編成をしつつ、行財政基盤を強化することであると思います。ただ、現実的には、市長みずからが所信説明で述べているように、財政運営は厳しさを増している状況であると思います。平成17年度の財政状況調査によると、経常収支比率が95.2%、実質公債費比率19.1%という状況です。

今回上程の横手市総合計画の基本構想は、「全市民があらゆる活動にスクラムを組みながら」と「ふるさと横手スクラムプラン」のサブタイトルがついております。意識的なのか偶然なのか、ラガーマンの市長らしい、これは市長のマニフェスト、公約でもあります。

下敷きにした新市建設計画では、平成18年度から27年度までの10年間に、普通会計の予算総額が約4,600億円でありました。今回の横手市総合計画の実施のための予算規模は幾らぐらいとシミュレーションしているのでしょうか。公約実現のため、どの程度の財源が必要で、その財源確保のためにはどのようなことを考えておられるか。そして、その自信のほどをお聞かせください。

さらには、19年度の予算編成についてであります。新年度は枠配分方式による分権型予算編成を行うということです。設定された7つの枠の中でも、特に建設事業枠、地域局提案枠は地区会議の提案等とも相まって、市民が直接的に最も関心を寄せるところだと思います。「限りある財源を有効に活用し」というくだりは当然ですが、「市民の期待にこたえ、市民サービスの確保と向上を図ることのできる予算案となるように」という方に力点を置いた予算づくりができるよう望みます。

第2点は、企業誘致についてであります。

都市部においての景気回復、景気好調という気配が当地にはまだまだ伝わってこず、厳しい状況が続いている中、ヤマト運輸コールセンターの横手進出で、当初常用7名、パート派遣120名が、来年度以降150名まで拡充するという計画は、雇用の拡大を願いとしている私どもにとってもうれしいニュース

ではありません。もっとも、これは県の誘致企業としての進出であるわけで、市が主導権を発揮して絵を描いたものとは少し違うのかなという印象があります。

総合計画の前期基本計画の中のまちづくり指標でも、平成22年までの5年間でさらに6社の企業誘致を目標としていますし、今年度当初予算に雇用対策の推進を最優先することや、横手市が自動車関連部門企業の秋田県内随一の集積地域となったことから、自動車関連産業を中心に企業誘致や地元企業の販路拡大につなげていきたいということで、企業誘致対策費や自動車関連産業研究事業費を盛り込みました。6月に関係会社や機関で自動車産業研究会が設立され、雇用、物流、受発注、教育支援の研究が進められることは結構なことだと思いますが、企業誘致対策としてはその後どのような成果を生んできているのでしょうか、お伺いします。

次に、秋田魁新報など新聞には、知事をはじめ県内各市町村長の往来欄というものがあります。それを見ますと、市長は毎回のように企業訪問で上京しておられることが記されております。企業誘致等に頑張っておられることだと思いますが、旧市時代からアプローチした企業を含めると現在までかなりの数に上るのではないのでしょうか。今まで何社ぐらい訪問、接触されたのでしょうか。また、商談というか、横手市をアピールするためのプレゼンまでいった企業は何社ぐらいあるものなのでしょうか。あわせて、企業誘致の観点からの見通しをお尋ねします。

第3点は、教育行政についてお伺いします。

初めに、通学区再編にかかわる学校統合についてであります。

今春、教育委員会からの諮問を審議した学校統合に関する諮問委員会の答申を受けた後、関係の保護者への説明、地区住民への説明、また地域協議会への報告、諮問、そして答申を得て、おおむね了承を得られたということで、横手市立学校設置条例の一部を改正する条例が提案されることとなりました。

平成元年4月に、それまでありました創立103年の大森町立坂部小学校と創立105年の前田小学校を統合し、開校したのが大森町立保呂羽小学校でありました。昨年10月1日、新横手市が誕生して横手市立保呂羽小学校へと生まれ変わりましたから1年、今議会、いわゆる保呂羽小学校を廃校とする条例改正が提案されることとなったわけであります。

この場には、その長い教員生活を坂部小学校でスタートし、本日よりお立場を新たにし、相まみえることになりました高橋準一教育長、そして坂部小学校最後の校長であり、保呂羽小学校初代校長であった柿崎洋悦平鹿町区長もおられますが、坂部小学校の閉校、保呂羽小学校の開校の話し合いや行事に大いにかかわった元保護者、PTA会員の私も、時を経て新市最初の小学校統合案が示される議会に、地元地区内の議員として臨むことになりましたことに、さまざまな感慨を持って今ここにおります。

保呂羽小学校は、少人数といえども、いや少人数であるがゆえに児童一人一人に真剣に、そしてまた温かく向き合う先生方のもと、みんなに行き渡る教育が施されるすばらしい学校経営がなされてきたと思います。また、地域には霜月神楽という国の重要無形民俗文化財と波宇志別神社神楽殿という国の重要文化財があります。2つも国の宝物がある地域に育ち、児童たちはそのことを誇りに思い、そして自



然とふるさとを愛する心を養ってまいりました。

しかし、極端な児童数の減少傾向は、人とのかかわりの中で培われる協調性や適切な競争力の調整について懸念されてきたことから、旧町時代から教育委員会で各方面から情報を得ながら協議をしてきて新横手市へ引き継がれ、今回の提示となったと理解しております。

大森地区4小学校統合の先駆けとして、来年4月1日、大森小学校と保呂羽小学校統合、新たなスタートを切るスケジュール案は、私どもに懐旧の情に浸っているいとまを与えてはくれません。この上は、児童たちがより豊かな人間関係を築き上げつつ、充実した学習活動や文化、体育活動ができるよう当局の一層の努力を期待するものです。

さて、今後数年間は小・中学校の通学区再編による学校統合が全市的に進められる計画ですが、学校は地域の心のよりどころでもあります。児童・生徒のため、教育環境の充実のための統合はやむを得ないこととしても、閉校する側の地域住民は精神的支柱の喪失感を感じるものですし、また、現実問題として統合の時期が迫ってくると、地域によっては合意形成に難渋するところも出てくるのではないかと予想されます。

この機会に、横手市の未来を担う後継者の育成に的確な対応を求められる為政者としての市長に、学校設置者としての市長に、統合についての所感をお尋ねします。

また、今回についても市教育委員会による保護者への説明、地域住民への説明、そして地域協議会へ諮問する中で要望された事項及び附帯事項として数項目あるようです。それらについても誠実に対処されることを強く望みますが、お考えを伺います。

さらには、廃校後の校舎跡地についてお尋ねします。運動会、学習発表会をはじめとして、保呂羽小学校の各種行事は地区を挙げての行事でありました。先ほども申し上げましたように、学校は地域の心のよりどころ、文化の核であり、交流の中心であります。現に体育館など地域に開放し、活用しているものは健康づくりの拠点として、あるいは地区会議でも要望のあった公民館、保育所を含めた生涯教育や地域福祉活動拠点として、そして今回示される予定の緊急処理事態対策にも関連する緊急物資の備蓄拠点等として利活用するなど、統合してから後、ただの空き校舎となり、地域が廃れていく象徴としないよう、今から行政側としても何らかの案を示すべきだと思います。腹案がございましたらお示ください。

最後に、学校現場におけるいじめ、自殺問題についてであります。

何とも残念というか、悲しむべきことに、全国各地でのいじめやそれを原因とした児童・生徒の自殺が相次いで報道されております。何かとどまることを知らないというような連鎖的で、痛ましい状態です。

11月17日は文部科学大臣から、いじめや自殺を防止するお願い文というものが「未来ある君たちへ」との呼びかけで児童・生徒向けに、「お父さん、お母さん、ご家族の皆さん、学校や塾の先生、スポーツ指導者、地域の皆さんへ」という呼びかけで、すべての大人に発せられました。また、今月5日には、

秋田県教育委員会が学校教職員や保護者に向けて、いじめに対する取り組みを点検、適切な対応を求める6項目の提言を採択し、県内の小・中学校などに送付するとのことが発表されるまでになりました。

幸いというか、我が横手市では、報道されるような痛ましい悲しむべき事件は報告されておきませんが、学校現場や子供たちの心の悩みについて教育委員会として把握しておられる実態はどうか、お尋ねします。

いじめという言葉は昔から存在していたわけで、集団生活の中では多かれ少なかれあると思うのがごく自然のことだと思います。ただ、現在数々報道されているように、その苦しさから逃れるためすべてをリセットするごとく、子供がみずから命を絶つことがこれほど頻繁に起こることはだれも想定していなかったことと思います。

平成18年度、児童・生徒にとって楽しい学校教育の創造を横手市教育の一番の重点目標に掲げている教育委員会として、事が起きてからの対処ではなく、実態を把握しての事前の取り組みはどのようにしているのかお伺いいたします。

以上、基本的な物の見方、考え方について要望などを交えながら私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

#### 【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず、1番目の横手市総合計画並びに予算編成についてでございます。

1つ目の財源の問題でありますけれども、まずこれにお答え申し上げたいと思います。

計画全体の財源につきましては、総合計画策定のベースとなった新市建設計画の中にある数値、議員ご指摘のとおり4,600億円でございますが、計画策定時から1年半を経過しておりまして、このたびの新横手市の総合計画の具体的な財源については現在検証作業をしているところでございます。この検証結果に基づく財政計画の裏づけを得まして詳細な実施計画を作成してまいりますので、その辺の事情をご理解お願い申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、計画達成のためにはそれこそ膨大な財源が必要なことは申すまでもないわけですが、盛り込まれました施策につきましては、基本的に最少の経費で最大の効果が上げられるように、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2つ目に、財源確保のためにどのようなことを考えているかというご指摘がございました。

本市の財政は、国の三位一体の改革や税収の減少、扶助費、公債費といった義務的経費の増など大変厳しい状況が続いておりまして、今後も慎重な対応が求められております。しかし、こうした中でこそ、基本構想の実現に向けまして必要な取り組みを着実に実行することが重要であると考えております。そのためには収納率の向上なども含めまして歳入確保に努めるとともに、事務事業の見直し、健全な財政の維持、組織・職員数の適正化、市民との協働を進めてバランスよく資源を配分して、サービスの向上と経費の縮減などを図りながら財源を確保していきたいというふうに考えております。

この項の3番目に、その自信のほどということでございます。

10年後の目指すまちの姿を明らかにいたしましたふるさと横手スクラムプラン、ご指摘のとおり、学生時代そのようなスポーツをしたこともございましたし、あるいは協働という時代にふさわしいのが、一つの表現としてスクラムという言葉があろうかなということ掲げさせていただきましたが、その施策を着実に推進していくためにも、将来にわたって持続可能な行政運営の仕組みを確立することが大事であります。

豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市の具現化に向けまして、市民と行政が一体となって取り組んでいくことで計画は達成できるものと確信しております。これまで以上に皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。何よりも求められるのは、合併間もない新市であります。新市としての一体感の醸成は大きな課題であります。簡単に実現できるわけではないわけですが、しかし、10万新市になったという意識を私ども行政側は無論であります。住民の皆さんにもそういう視点というものをいかに持っていただけるか、そのための働きかけを我々がどのようにできるかということが大変大事だというふうに思っている次第でございます。

この項の後段で、新年度の予算編成方針についてのお尋ねがございました。

議員ご指摘の中で、特に7つの枠の中でも建設事業枠、地域局提案枠が大変市民の関心が深いところだというご指摘がございました。いずれ枠配分方式と申しますのは、既にご案内のとおり分権型予算編成であります。財源には限りがあるという共通認識のもとに、それぞれの部局などが市民ニーズや優先順位などを考えて配分された一般財源を有効に活用するための予算編成であるわけであります。

この7つの枠の中で、建設事業費の国・県補助金については前年度と同額の一般財源を確保しております。今後とも有利な補助金と起債を活用しながら事業の着実な推進を図っていく考えであります。また、地域局提案枠については1億円の一般財源枠を確保しております。この枠につきましては、各地域局が地域の特性を生かし、地域の活性化、元気が出るような独自の政策を立案、事業化するための予算でございますが、各地域の積極的な取り組みを期待しながら、この枠の目的を達成できる事業を展開してまいりたいと考えております。

今後の予算編成作業に当たりましては、市民ニーズをしっかりと把握した上で優先順位や事業の必要性を検討しながら、市民の期待にこたえられるよう十分配慮していきたいと考えております。

大きな2つ目に企業誘致についてのお尋ねがございました。

ご指摘ございました自動車関連産業の振興につきましては、6月29日に市内の自動車部品や電子回路基板などの製造業者や運送業者など24団体で横手市自動車産業研究会を立ち上げ、今年度は企業間のネットワークづくりと来年度に向けた自社PRのパネル制作を行っております。また、年度内には、愛知県の自動車部品メーカーに横手に来ていただきまして、会員工場の視察会を開催して、工場の問題点、改善すべき点などを評価してもらう計画もございます。いずれ、来年度県が商談会を実施する予定でありますので、その機会を大いに活用いたしまして、新たな受発注の拡大を目指し、地元企業の販路拡大

に結びつけたいと考えております。

企業誘致につきましては、県が主催いたします東京や大阪での企業立地セミナーに積極的に参加いたしまして、横手市のPR活動と開催地周辺の企業情報を収集いたしまして、個別企業の訪問も実施いたしておるところでございます。また、市内企業の実情把握のため、既に誘致している企業に県の技術企業室と連携して訪問し、今後の設備投資計画や新たな企業進出計画の情報を収集しております。これらの収集した情報を生かしながら、市及び県の工業団地について県と連携しながら誘致に結びつけたいと考えております。

なお、今年度は10月24日に柳田工業団地に舗装材料製造業者が、12月1日にはご指摘ございました横手市卸団地にコールセンターが県の誘致企業として進出いたしております。企業誘致は厳しい状況ではありますが、アンテナを高くいたしまして情報収集に努め、企業誘致できるよう努力してまいりたいと思っております。

なお、東京等々に訪問上京の折、どのぐらいの企業と接触したか、また見通しはどうかということでございますが、ことしの4月から自動車、機械関係の企業には5社お邪魔いたしました。それから、食品、農業関係の企業に18社、その他の企業に5社、都合28社訪問いたしております。延べで申し上げますともっとたくさんの回数を訪問しておりますが、企業の数で申し上げますと以上の28社でございます。それぞれにつきまして横手市のまちづくりを紹介しながら、工場などの誘致や地域製品の販路拡大、そして各産業界の状況把握を目的に訪問活動を続けておるところでございます。各企業からいろいろなアドバイスをちょうだいしております、地元で企業を起こすことなどにもつなげていきたいというふうに思っております。

当地のお米や漬物が大手飲料メーカーの全国キャンペーンに採用されるなど、地域製品の販路拡大効果もあらわれてきておりますし、間もなく横手の野菜を使った地ソースの発売なども予定いたしております。今後も雇用創出に向けた活動を重ね、成果を上げられるよう一層努力してまいりたいと思っております。

大きな3番目の教育行政であります、その前段で通学区再編にかかわる学校統合についてのお尋ねがございました。

議員からは、議員の居住しておられる地域、保呂羽小学校の廃校についての思いが先ほど述べられたところではありますが、その心情の大変深いところに触れる思いがいたしました。私自身は、卒業いたしました小学校はまだございますが、中学校は統合いたしまして母校はございません。しかし、そのささやかな経験の中でも、やはり自分の卒業した学校が今ないということの寂しさというのはいささかは感ずるところでございます。

しかし、議員がお話しになりましたとおり、保呂羽小学校においては、坂部小、前田小の統合からまださほどたっていない時期に、地域の教育環境、社会環境の激変とともに再び統合せざるを得ないということの住民の皆様の残念さというのは、私は頭ではわかる、口ではわかると申し上げますが、本当のところは、もしかして議員のようにそこにお住まいする方でないと、あるいはその学校を出た方で

ないとなかなかわからないことかもしれません。正直そのように思いました。

しかし私どもは、今のような社会環境が、戦後一貫して子供たちがふえてきた社会環境から一気に変わる社会環境にどう対応したらいいかというのが行政の大きな務めだと思っている次第でございます。今は、ひたすら子供たちにとって次善の策と申しますか、今の社会環境、経済環境、学校環境の中で、とり得る手段を最大限とるのが私どもの仕事だというふうに理解をするところでございます。地域の皆様の思いをしっかりと受けとめさせていただきながら、要望もたくさんいただいているところでございます。スクールバスの問題、地域の文化・芸能等々の伝承の問題、いろいろあるわけではありますが、これも真正面から受けとめさせていただいて、統合問題を理解ある環境の中で進めていきたいと、そのように思っている次第でございます。

また、ご指摘があった校舎跡地の活用につきましては、これはもう地域住民の方々と積極的に話し合う中で、私はその方向性を見出すのが最善だろうと。地域の方が望むものは何か、何のためにそれを望むのか、我々にできることはどこまでか、この辺の議論を協議する中でその方向づけを固めて、政策として施策として展開していきたい、このように思う次第でございます。

後段については教育委員会の方からお答えさせたいと思います。以上であります。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 教育行政の後段の部分、いじめ等についてお答えを申し上げます。

まず、横手市の実態把握についてでございますけれども、このたびの一連の事件を受けまして、市独自に10月末現在における各学校のいじめ問題への取り組み内容及び実態調査を行いました。その結果、継続して指導中というものが小学校で2校2件、中学校で4校5件という報告がありました。教育委員会でも定期的に今後とも実態をしっかりと把握し、学校とも協力をしながら、解消に向けて指導を強化していきたいと考えております。

また、取り組みについてのご質問がございました。いじめ問題で最も大切なことは、学校、家庭、地域の日ごろからの取り組みによりいじめを起ささないということであると思います。しかし、いじめはどこでも起こり得るという認識もまた大切であります。発生したときの対応をどうするかという点が、今まさに求められているところであります。今回の一連の事件を受けまして、教育委員会では次のよう対応をまいりました。またさらに、今後それらの点について充実を図りたいというふうに考えています。

まず第1番目には、情報を素早くキャッチするための相談窓口を拡大し、広く紹介することで活用していただくということでもあります。そのため4つの窓口を設けることといたしました。その1つが教育指導課であります。ここには教員経験者の指導主事が5名おり、学校の内容を把握した上での相談ができます。また、2つ目は教育センターであります。校長経験者による保護者の立場に立った相談ができます。3つ目は南かがやき教室の指導員による相談であります。さらに、4つ目が関係機関の連携ということで、今回新たに設置をいたしました市の保健センターの保健師による相談であります。

情報の把握のためにはアンテナを高くということと同時に、児童・生徒の状況の複雑さを考えれば、できるだけ広くということも必要かと思えます。その意味で、この4つの相談窓口を設けたことにより、情報の把握と状況に応じた相談活動がスムーズに行われるものと期待しております。また、広報活動の一環として約8,000名の児童・生徒にパンフレットを配布し、各家庭へのこれら相談窓口についての周知に努めてまいりました。

大きく第2には、市内38校の生徒指導担当者を集めまして、教育委員会で作成したチェックカードを配布し、教員の意識改善にも努めております。管理職用、学級担任用、部活動及びスポ少担当者用とカードを数種類作成いたしまして、これまでの反省と改善を促したものであります。

また、今後の予定でありますけれども、19年度より、市内の医師のご理解の上で、カウンセラーの先生方のご協力を得ることでさらに専門的なアドバイスをいただけるよう、現在調整準備をしているところであります。

子供たちにとって学校での生活が楽しく充実したものになるよう、あらゆる努力をし、学校経営が健全に行われるよう支援を今後ともしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 13番阿部正夫議員。

13番（阿部正夫議員） 特に教育は、今、国会の方でもいろいろ論議されているところです。私が一番心配するのは、横手市の新しい教育長ができた体制の中で、何か事が起きて、よくテレビで、ずらっと学校の先生方とか教育委員会とか、テレビカメラの前でいわゆる謝罪会見とか釈明会見とか、ああいうことが横手市では絶対起きないようにしていただきたい。

そういうために、隠ぺいにつながる方のことをしろという意味じゃなくて、出すものを出して、今言ったようにいろいろ情報のチェックというか、そういうことはきちっとつかんでアンテナを高くするというお言葉でしたけれども、そのようにして子供たちの状況をきちっと把握した上で、新しい教育長のもと、横手市の教育がああ重点目標に向かって邁進できるよう期待しております。

それから、財政のことですけれども、ことしの3月議会で私が聞きました大仙市とか由利本荘市の普通建設事業が横手市よりも多いのではないかと。逆に言えば、横手市が、人口が少ないところの方が建設事業が少ないのはなぜかと思ったら、向こうが先に合併統合したところでいろいろ計画を練る時間がたっぷりあったと。今回総合計画というのができてきました。総合計画をする際には、当然お金のこと、予定、あれには何ぼかかる、これには何ぼかかるということの裏づけがあって計画というものは立つものだと思えます。実際は実施計画というか、何々をする、だからこうだということにもなるんでしょうけれども、大きい計画の中の裏づけにもやっぱりお金というものはついて回るものだと思えます。

だたお題目、目次を並べるだけであれば、それこそ、さっきもだれかからお話がありましたけれども、絵にかいたもちになるんであれば何もならないわけで、必ずお金の裏づけ、予算の裏づけということだと。先ほどの市長のお話ですと、前年度並みの計画のものがまず下敷きにあるんだということですから、その前年度並みというのはどういうことか。

なぜ聞きたいかといったら、前回の18年度建設計画の財政シミュレーションの中では、普通建設事業、投資的経費の方が74億円となっていたのが約50億円弱の当初予算だったわけです。それから、そのシミュレーションでいくと、19年度の投資的経費が約88億5,000万円ぐらいになっていると思うんですけども、前年度並みというのは、この88億円を前提にした投資的経費とか、全体計画の中の投資的な予算のことを言っているんですけども、そういうふうに認識すればよろしいでしょうか。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 議員おっしゃるとおり、計画と財政の面は表裏一体だと思います。それで、財源の伴わない計画はそれこそ絵にかいたもちにならざるを得ないわけでありまして、そこら辺は大切なかなと、そのように思います。

それから、市長が国・県の建設事業は前年度並みを確保しておりますと申し上げております。その内容につきましては、事業の財源は国・県の補助金やら起債やら一般財源やらに分かれるわけなんです、一般財源ベースで前年度並みを確保しておると、そのような内容になっております。

それで、今、盛んに19年度の予算編成について各部局で検討しておるところですが、建設事業の事業費で前年度と比べてどの程度になるのかというのは、今、集計、あるいは一般財源でどれぐらい現時点でオーバーしているのか、そういう詰めの段階に来ておりますので、総枠で19年度建設事業がこれぐらいになるという段階までにはまだ至っておりませんので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 13番阿部議員。

13番（阿部正夫議員） 教育委員会の方からも、質問というか、先ほどお話ししたことも含めてですけども、せっかく教育長がきょう本席にお出になられました。ご就任おめでとうございます。

先ほどもその場で言いましたけれども、まず1つには、先生のスタート時点が坂部であったことのご感想というか、それから廃校になった後、これは先ほど市長の方からありましたが、そういう地域のこと、これこそお金の裏づけがなければいけないあれですけども、お考えとして、方向性として、地域の方々とお話ししていく中でどういうことを今お考えになっていらっしゃるか、その辺もあわせてお聞かせください。

田中敏雄 議長 教育長。

#### 【高橋準一 教育長登壇】

高橋準一 教育長 きょう初めて議場に座っております、皆様のご質問、答弁等で大変勉強をさせてもらっています。ありがとうございます。

阿部議員の質問というか、感想ということでありますが、私も教員生活を坂部で昭和42年にスタートいたしました。2年間それぞれ地域の中に、下宿料一月3,500円でありましたが、初任給2万4,800円のときに、泊まってほとんど家に帰らずに子供たちと生活をともにしたという思いを、阿部議員のご質問を伺いながら大変感慨深く聞いておりました。

そういう学校が今のような状況の中で、もちろん心に痛みを感じながら、住民の方々と十分に話し合

って、何といっても子供が元気でなければ地域は元気でないわけであります。学校の場合も先生方が元気でないと子供は元気でないと。そういう元気な学校をつくっていくというときに、適正規模というのはいろいろな考え方がありますが、この後の質問にもあるようですけれども、子供たちの教育の究極の目的である知・徳・体をバランスよく伸ばしてやろう、これが親御さんたち保護者、地域の一番望むところではないかなと思われまます。

その知・徳・体を健全にバランスよく伸ばしていくための豊かな教育活動を展開するというのを考えた場合には、やはり中学校の部活動にしても小学校においても、ある程度の児童数、生徒数、職員数というのがあってはならないかなと思われまます。

そういう状況の中で今示された統合案、決まったわけではなく、決まったところは一部決まっているのかもしれませんが、案でありますので、今後、住民の方々と十分に話し合っコンセンサスを取りながら、私も勉強しながら、耳を傾けながら、新横手市の子供たちの元気な成長を願うにはどういう形がいいのかというのを考えてまいりたいと思われまますので、議員各位の応援をよろしく願われまます。

以上です。

土 田 百合子 議員

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

2番（土田百合子議員） 2番、公明党の土田百合子でございます。

早速ではございますが、通告に従い一般質問させていただきます。

1番の総合計画についてでございます。質問の1点目に、総合計画策定について伺いをいたします。

今まさに、横手・平鹿が合併し、いろいろな試行錯誤をしながら物語がつくられている途上であると思われまます。市民と協働のまちづくりをするその大きな柱となる横手市総合計画が策定され、今議会に上程されております。

横手市総合計画を策定するための基礎資料として、1万人を対象としましたまちづくりアンケート調査を実施し、希望する市の将来像と取り組むべき課題、施策について市民と行政が協働して取り組むべきまちづくりがいよいよスタートするわけでございます。

総合計画は、これまでの横手・平鹿8市町村が合併協議会の中での横手市の将来像について議論をいただいた内容を継承し、包含しながら、さらに発展させた総合計画であるとされております。

まず初めに、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市の基本目標、2番の安心で住みよいまちづくりについて伺いをいたします。

私はこれまで、市民の安全を守るため、交通安全母の会で10年間活動してまいりました。現在は交通



指導隊として10年間活動しております。その視点から、安全活動があって安心のまちづくりとなると考えますが、ソフトとハードの取り組みが一体となった形で推進されることが安心な社会になるのではないかとこのように考えます。市民生活の基本となる安全を明記されなかった理由は何か、そのことについてお伺いをいたします。

次に、基本目標2番の防犯体制の充実の中で、これまで各市町村で推進されてまいりました「子ども110番の家」の設置や、さらに抑止効果を図るための公用車に「110番の車」などのマグネットステッカーを張って、子供が助けを求めてきた場合に車内に一時保護し、犯罪を未然に防止するとし、現在44台走っております。先日のEメールからも、朝日が丘で、また婦気で不審者が出没している状況がございますので、「子ども110番の家」の設置、「子ども110番の車」についてEメールと同様、これからも推進すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

また、基本目標6番の交通安全の推進の中で、子供と高齢者を守ることが重点目標に挙げられておりますが、ことしに入ってから当市の飲酒運転の件数は80件を超えている状況がございます。飲酒運転撲滅についてはどのように検討されているのかお伺いをいたしますし、なぜ明記されなかったかもお伺いしたいと思います。

次に、基本目標3番のやさしさあふれる元気なまちづくりの5番の児童福祉の充実についてでございます。

五十嵐市長は、平成17年12月の所信説明の子育て支援の中で、子供が家庭、地域で健康で安全に育つための環境を整備し、子供の権利を守るための条例制定に向け委員会を設立し、策定していくと示されております。また、五十嵐市長の10の公約の1つでもあります。私は、総合計画の骨格となる横手市子ども権利条例を全面的に出すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、基本目標6番のあなたの知恵、みんなが主役のまちづくりの3番の男女共同参画社会の形成についてでございます。

先日の県主催の男女共同参画課の「知事と語ろう「イキイキ職場支援」フォーラム」に五十嵐市長みずからが出席されておりましたが、力を入れてくださっているということに心から感謝を申し上げたいと思います。合併して10万都市になったといいましても、男女共同参画の推進は大変厳しい現状であると思います。しかしながら、旧横手市の議会の中でも条例制定について推進を叫んでまいりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

まず1つ目に、ことしの1月より第1回の策定委員会が開催され、7回行われておりますが、これまでの協議がこのたびの総合計画に反映されているものなのかどうかをお伺いいたします。また、計画の中には、女性登用の促進や参画機会の拡大と支援体制の強化を図ることとされておりますが、なぜ条例制定については触れられていないのか、当局のお考えをお伺いいたします。

質問の2点目に、横手市総合計画に公募委員より質問状が提出されております。朝日新聞にも「十分な審議の時間がない」といった見出しで載っております。公募委員の皆様は、毎月一、二回程度の会

議に出席できる方と記されていることから大変期待し、市政に貢献できることを誇りに思って市長から委嘱状をいただいたことと思います。しかしながら、回数は2回から4回と思った以上に少なく、策定委員としての重大な責任と使命をあずかったにもかかわらず、十分な審議ができなかったことを大変くやしそうに話されております。

私は、この質問状のことをきっかけとして、市民と行政の協働のまちづくりを推進する上で、市民の心情を酌み取っていただけるような仕組みが必要であると感じた次第であります。

例えば、秋田市においては、幸せづくり秋田市市民条例が制定されております。この条例は、市の計画などの企画立案過程で、市民が多様な意見などを提供できる機会を確保することを定める基本条例であります。計画の公表や意見聴取を通じて、市民と市のコミュニケーションを深めながら協働していく関係を築き上げるとともに、市民が持つ知識や経験を市政に生かしたり、市民が日々の生活の中で感じる思いなどを市政に反映させていくことを目的としております。

私は、秋田市に向いてその効果も伺ってまいりました。総合計画を推進するには、やはり一定の市民と行政のルールづくり、またはチェック機能が必要であると感じた次第です。（仮称）市民公聴条例制定についてのお考えをお伺いいたします。

この項の最後に、自治基本条例制定についてお伺いしたいと思います。

今、全国各地の自治体で自治基本条例を制定する動きが広がっております。その要因として、平成12年に地方分権一括法が施行され、自治体の位置づけが、それまでの国の下請機関的なものから国と対等な地方の政府へと大きく変わったことでもあります。国の法律などに基づいて全国一律に実施されていた各種の行政サービスについても、地域から、そこに住み、働き、活動する皆さんの視点からとらえ直し、地域の特性やニーズに即して再構築することが求められております。また、自分たちのまちの将来像を自分たち自身で描き、地域の個性を生かしたり、まちづくりを主体的に進めていく権利と責任が拡大したことによります。こうした時代の変化に対応し、自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めていくための基本原則として、自治基本条例の制定が必要とされておりますが、五十嵐市長のお考えをお伺いいたします。

2番の子育て支援についてでございます。1点目に、児童虐待防止と対策についてお伺いをいたします。

今年度の全国の市町村が受け付けた児童虐待に関する相談は3万8,113件に上り、本県においては148件だったと報道されております。2005年4月施行の改正児童福祉法で、相談窓口の設置が児童相談所に加えて市町村にも広げられておりますが、その取り組みが初めてまとめられました。

市町村で虐待に対応できるようになったことで、実際に相談を受け、助言や指導、保護など何らかの対応をとったケースは、前年度から繰越分を含めると4万222件にも上っております。その反面、未然防止を目的に市町村の相談所や医療、教育、警察等関係機関で構成する地域協議会は、横手、本荘、にかほ、潟上の4市、美郷、八郎潟、五城目の3町以外は未設置であるとされております。

本市においては、平成17年10月1日制定の横手市児童虐待防止連絡会設置要綱に基づく横手市児童虐待防止連絡会の委員の方々が今月の12月1日に五十嵐市長より委嘱されております。今後、地域協議会として機能させるために、具体的な組織の役割を定めてのスタートになると思っておりますが、本市における児童虐待の現状や防止対策の強化への取り組みについてお伺いをいたします。

また、地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、小・中学校における虐待防止ネットワークまたはマニュアル体制などについては、どのように対応されているのかお伺いをいたします。

県内の美郷町、大仙市の児童虐待事件の経緯を分析し、虐待が起きる根本原因に迫り、二度と同じことが起きない体制をつくらなければならないと思っておりますが、どのような分析をされているのかお伺いをいたします。

さらに、来年度より、育児不安やストレスによる虐待の防止に、こんにちは赤ちゃん事業がスタートいたします。生後4カ月までの乳幼児がいるすべての家庭に専門スタッフを派遣し、育児に関するアドバイスなどを行うものです。やはり大事なことは、児童虐待を予防することの重要性にもっと体制を強化すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

2点目に、在宅子育て支援サポートクーポン券についてお伺いをいたします。

旧横手市の議会で一般質問いたしておりますが、そのときの答弁は佐々木市民生活部長でしたので、どうか今回は前向きな答弁をお願いするものであります。

この事業は、秋田市で平成17年度から始められた在宅子育て支援サポート事業であります。核家族の増加などにより隣近所のつき合いが薄れ、周りに子育てに関する相談相手がおらず、子供と一緒に自宅へ閉じこもりがちで在宅で子育てをしている保護者が孤立感を強めている現状を改善するため、1歳以上の子供を在宅で子育てしている保護者に対し、保護者の多様なニーズに対応する複数のサービスを提供するものであります。

平成17年度在宅子育てサポート事業実績は、交付率6,249人に対する割合は4,790人が使用し、76.7%となっております。現在本市においては、平成17年10月現在でゼロ歳児から5歳児までの在宅児童は4,613人となっております。次世代行動計画の中の地域の子育て環境の平日の遊び場所について、自宅で過ごすと答えた方が91.2%で、ほとんどの方が平日を自宅で過ごされている現状がございます。現在は核家族がふえており、在宅で子育てする世帯が孤立感や不安感を取り除く施策として、ストレス解消が児童虐待につながるのではと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

3点目に病後児保育についてお伺いをいたします。

今年の3月定例議会で一般質問しておりますが、そのときの答弁では、働くお母さんが安心して働けるよう早急な対応が迫られていることは十分に理解しておる。また、各保育所の現状を踏まえながら実施に向けた協議を進めてまいりたいとの答弁をいただいております。その後8カ月がたちましたが、どのような協議がなされたのかお伺いをいたします。

4点目に、マタニティマークの普及啓発についてでございます。

マタニティマークは、妊婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものであります。さらに、交通機関、職場、飲食店その他の公共機関等がその取り組みや呼びかけ、ポスターなどを掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものであります。

妊娠中は、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとても大切な時期でもあります。マタニティマークを利用することで妊娠中であることをさりげなく周囲に伝えられるとともに、子育てにやさしいまちづくりの輪を広げることができると思います。

愛知県豊田市では、今年度から小・中学生からデザインを募集して制作した妊婦ストラップや車用サインを配布しております。妊婦にとって妊娠初期が一番つらい思いをしております。妊婦にやさしい環境づくりにマタニティマークの普及と啓発活動をお願いしたいと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

5点目の横手市出産祝金支給条例についてでございます。

この条例は、横手市の人口の増加と出産を奨励し、子育てを支援するため、横手市出産祝い金を支給することにより、子供たちが将来市を担う人材となるよう健やかに成長し、活力ある市の発展に寄与することを目的にしております。

私がお伺いしたいのは、6条の「支給を決定した日から30日以内に支給するものとする」の部分でございます。今回出産して30日を過ぎてから申請したため、祝い金が支給されなかった方がいらっしゃることで、決算特別委員会の中でその経緯と今後の対応について当局から説明があったわけですが、福祉事務所長より、条例の精神を考えると、出産祝い金は届け出たタイミングを逃さず速やかにお祝いをするという趣旨で、根本的には拒むものではなく支給するという精神に基づいた条例である。したがって、今回の事態はそうしたことが重なり生じたが、条例の精神にかんがみ、出産祝い金を支給するというふうに取り扱いさせていただきたいとの答弁がございました。また、30日以内と設定した理由については、子育て支援課長より、出生届自体が2週間以内の届け出となっており、幾らか幅を持たせて1カ月と制定しているといった答弁でありました。

果たして、条例の目的からして30日と設定しなければならない理由は何なのか、私は疑問でございます。書類の手続のための30日以内であるとすれば、もう少し検討の余地があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

また、出産祝い金の支給の手続のときに、条例の目的や五十嵐市長のメッセージを添えるなどして、思いやりを伝えるような工夫をしていただきたいと思います。当局のお考えをお伺いいたします。

3番のわか杉国体についてでございます。

リハーサル大会が、10月21日から5日間の日程で日本社会人ホッケー選手大会が、また11月2日から4日間の日程で全国都道府県対抗ボウリング選手大会が開催されました。期間中は冷たい風や雨が降る中での開催となったわけですが、国体推進事務局の皆様を中心として、ボランティアの皆様、市の職員の皆様の陰の支えがあってこそ、大成功に終えることができたものと心より感謝申し上げる次第でございます。

います。本当にご苦労さまでございました。

大会の様子はビデオにも記録されており、いろいろな場面をあらゆる視点から検証し、明年の本番にぜひ生かしていただきたいと思えます。私も、交通指導隊としてボウリング会場の整理役員として参加しております。シャトルバスがホテルや駅などに対応してくださって大変助かっているようでございました。知らないところに来て、困ったときに親切にされるありがたさは心の中にずっと残るものでございます。今回のわか杉国体をきっかけとして、合併して新しい横手市を知ってもらおう絶好のチャンスととらえて、全市民で盛り上げていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、交通指導隊としてボウリング大会のときに参加させていただいておりますので、その活動とビデオから気づいた5点について質問させていただきます。

質問の、ボウリング会場は、またホッケーの競技会場でもそうでありましたが、アナウンスでの実況放送はなく寂しいものでしたが、本番での実況放送のお考えについてお伺いをいたします。

、今回の大会では市の職員688人、ボランティアを含む市民協力隊員延べ1,012人の方に協力を得てのリハーサル大会だったわけでありますが、AEDの講習会は何人の方が受けられたのか、今後の計画についてもお知らせください。

、大会の中で負傷者が出ていたようでございますが、いざというときの緊急体制はどうであったのかお伺いをいたします。

、障害のある方への配慮としてどんなことを考えておられるのかお伺いをいたします。

最後に、市民運動の盛り上げについてでございますが、所信説明では、地域局単位に推進組織をつくっていく方向のようですが、具体的には新市の一体感として、もてなしの心をどう推進し、市民総参加していくのかお伺いいたします。

2点目に、横手市スギッチバッチと本物の杉の葉で制作したスギッチを活用して産業に利用できないかという質問でございます。

秋田わか杉国体の公式マスコットキャラクターが全国ゆるキャラマスコットキャラクターズで日本一になり、とても人気がございます。私は、どこへ行くにもわか杉国体のかまくらマークのスギッチバッチをつけて歩いております。保育園の子供さんから、小・中・高校生の皆さんから「あ、スギッチだ」と、皆さんに余り欲しがられるので、国体が終わってからねと言っております。友人の方から売ってこないかしらとお願いされるので、国体事務局へ出向いてお伺いしたところ、販売する計画はないとのことでした。こんなに人気があって欲しがっている人たちがたくさんいるのですから、市で特許を取得し、民間の業者で販売していただくことはできないでしょうか。

また、五十嵐市長に本物の杉の葉で制作したスギッチが寄贈されております。このスギッチは、増田地域の奥山勝栄さんを代表とする7名の森の王国サルパの方々が、11月4日の増田自慢市の際に実際に制作過程を参加者に見てもらいながら制作されたものです。

森の王国サルパの活動をここで紹介したいと思います。森林をテーマとして、特に地域に住む高齢者

の持つ農山村に伝わる生活の生体験を引き出し、地域でできる小さなイベント体験教室を自主的に開催し、出張体験教室は年10数回の実績がございます。また、集落内にとどまらず、秋田県主催の植樹祭、水と緑のサミットエコ・リサイクルフェスティバルなどにも要請にこたえて参画しております。7人全員が会社勤めをしながらボランティア活動であるとのことで、大変関心いたしました。見た人の心を引きつけるのは、日ごろの活動そのものが輝いているからだと感じた次第です。クリスマスのに使ってもよいし、利用する価値は十分にあると思います。

単純な考えを当局にお伺いするのは大変失礼なことと存じますが、横手市スギッチバッチと本物の杉の葉で制作したスギッチの特許を取得し、民間で販売ができないものかお伺いをいたします。

以上で壇上からの一般質問を終わります。ご清聴大変にありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の横手市総合計画についてのお尋ねがございました。

通告いただきました部分のほかに、前段でかなり具体的な話を3点ほどいただきましたが、これにつきましては担当の方から後ほど答弁させますが、まず私の方からは、1つ目の中で、子供の権利を守るための条例制定と男女共同参画推進条例が盛り込まれなかった部分についてのお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

総合計画は、今回上程いたしております基本構想部分と、参考資料として添付いたしました基本計画部分などで構成されておまして、基本構想部分には子供の育成の支援体制づくりや男女共同参画社会の形成に関する基本的な方向性が記載済みでございます。

ご指摘の子ども権利条例につきましては、平成19年度中の制定に向けて検討することとしておりますので、前期基本計画に追加記入いたしまして表現する予定でございます。また、男女共同参画推進条例を制定することにつきましては、現在、男女共同参画行動計画を策定しておまして、その着実な実行と男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を深めることが第1と考えております。それらを踏まえた上で、条例の制定に向けてはより実効的な内容とすべきでありまして、前期基本計画への記載は時期尚早と考えておりますので、ご理解を賜ればというふうに思う次第でございます。

2つ目に、市民公聴条例、そして自治基本条例についてのお尋ねがございました。

今回の総合計画の策定に当たりましては、公募の市民を含む策定委員会で案を策定いたしまして、パブリックコメントはもとより、総合計画審議会、8つの地域協議会などからの総合計画案に対して意見をいただいております。その内容を検討の上、対応すべきと判断したものについては修正などを加えまして、今回総合計画案を上程しているところであります。

ご指摘の新市の協働のまちづくりを円滑に推進するための仕組みづくりを条例化する自治基本条例につきましては、総合計画基本構想部分に横手市民参画条例、仮称であります。この制定を目指すとして記載いたしております。名称は違いますが、内容や目的はほぼ同じものがございます。

また、広くご意見をお伺いする公聴に関する仕組みづくりは重要なものと考えておりますが、市民公聴条例を定めることにつきましては、自治基本条例の内容に包括される部分もございますので、今後あわせて検討してまいりたいと思います。

3番目の秋田わか杉国体についてでございます。これも前段で4点ほど具体的なご質問がございましたが、これについては後ほど担当から答えさせますが、まず通告いただきました2点、そのうちの1点であります。リハーサル大会の検証と市民運動の盛り上げについてのくだりでございますが、10月、11月に開催されましたホッケー競技とボウリング競技の国体リハーサル大会であります。競技運営、施設につきましては、両競技団体から来年の本番もこれでよしというお墨つきをいただきました。しかしながら、一般観覧者の入場が少なく、今後とも競技団体と連携したスポーツ教室の開催など普及推進に努め、観覧者の増員につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

一方、実施本部を中心とした受け入れ体制の検証ですが、悪天候や競技進行のおくれなど、多様な局面での業務について確認することができました。今回の検証を踏まえ、来年の本番では万全を期してまいりたいというふうに考えております。

また、今回は大きな取り組みのなかった市民運動につきましては、横手市らしさや大きな感動をつくり出す要素となるものでありまして、具体的には教育委員会と協議しながら、次代を担う子供たちに競技会を見学、応援していただく取り組みや、地域局単位に各種団体を構成員とする国体推進組織づくりを進め、それぞれの地域の特徴を生かした心の触れ合いの場や売店の運営、歓迎装飾、応援観戦などを通して、元気で魅力ある横手市を全国に発信していくことを目指します。障害者スポーツ大会につきましても、主管します県と連携しながら、全国から訪れる方々を温かいもてなしの心でお迎えしたいと考えておるところであります。

2つ目に、横手市スギッチバッチと本物の杉の葉で制作したスギッチを活用できないかと、こういうことでございます。

ご指摘のように、横手市のスギッチバッチ、そして森の王国サルパから寄贈いただきました杉の葉スギッチにつきましては、確かに各方面から好評をいただいております。

スギッチバッチの商品化につきましては、知的財産権の所有者である県国体実行委員会とも調整しながら、横手市観光協会などへの働きかけを検討してまいりたいと思います。

また、杉の葉スギッチの取り組みについては、地域の財産として国体後も市政運営に生かすとともに、産業として取り組もうとする団体が育つことを期待いたしております。

なお、スギッチバッチをお持ちの方々にはぜひ着用いただきまして、国体のPRに一役買っていただくようお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 総合計画策定の構想の部分の基本目標、安心で住みよいまちづくりのところ

に安全が抜けているというご指摘でございましたが、この件につきましては、作業をする中でも議論がありました。ただ、地域協議会とか総合計画審議会などでは、特段この件、安全についてどうのという議論はありませんでしたが、なぜ外したかという理由であります。まず、安全のまちイコール安心のまちではないというふうに理解しております。安全は安心のまちの必要な要件の一つであるというふうなもとに、目指すはやはり安心で住みよいまちであるというふうなことから、基本目標のところには安心で住みよいまちづくりとしました。

この内容を見ていただきますと、6番目までのところが俗に言う安全に関する部分であります。安心のまちのためには安全だけでなく、利便性だとか、あるいは生きがいを持って地域に暮らせるようなまちとか、そういうものも含めてトータルで安心のまちというふうに意味を込めまして、ここのところは安全という字を除いております。ただ、1番から6番のところを見ていただければわかりますが、この中には安全という言葉は何個か入っておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それから、国体の件であります。アナウンス実況がないというお話でした。これは議員、交通指導隊でボウリング会場でご難儀をおかけしましたので、外にいたときに中の様子がわからないということからだというふうに考えましたけれども、ご存じのように、ボウリングは30レーンありまして、28レーンを使って競技をしておりますので、その内容を実況中継するというのはほとんど困難であります。それから、例えば決勝のときとかということではできないかということもあろうかと思いますが、ボウリングは割と、決勝と、それから順位決定戦など多くのレーンを使って一緒にやるような競技でありますので、前にワールドゲームズのボウリングもあそこでやったわけでありまして、その際にも実況中継をするような状況で会場をわかっていただくようなものは、私が見てはほとんど無理なような状況でした。いろいろなレーンで競技をしておりますので、その中身全体を外にアナウンスするというのは、ボウリングに限ればかなり困難ではないかなというふうに思います。

それから、A E Dの講習であります。3時間講習、市の職員は26回講習会を行いまして、受講者が345人です。それから、一般の方のA E D講習は66回実施しまして1,131人の受講者があります。

それから緊急体制、ボウリングではけが人は余り聞かなかったんですけども、ホッケーではかなりけが人も出ました。緊急体制であります。会場内に消防の皆さんからもご協力いただくなどして、緊急に備える体制をとっております。救急車なども直ちに呼んで対応いたしました。

それから、障害者への配慮であります。基本的に、今回やったリハーサル大会でホッケーについてはグラウンドですので、障害者の皆さんへの対応というのは割としやすいわけですが、ボウリングは室内でありまして、皆さんご存じだと思いますが、ボウリング会場に入るのにかなりの階段を上らなければならないというふうなこともございます。

現地で、あそこに例えば車いすを入りやすくするためのスロープをどうするかという検討などもしましたが、あその駐車場のところをかなりの部分を使わなければ、高さがありますので、緩やかな傾斜でスロープをつくるとなれば、かなりのスペースを使わなければスロープがつかれないような状況でし



た。現在はスロープがつかれるような何か工夫ができるのであればそうしたいというふうを考えていますが、もしもそれができなかった場合には、そういう方々に対応するためのボランティアの人も含めまして、人を配置して人力で、ご不便のないように対応したいというふうなことも考えております。

リハーサル大会のところでは以上であります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 横手市の総合計画のご質問の中で、福祉環境部に関係あるご質問についてご答弁させていただきたいと思っております。

「子ども110番の家」が施策事業の中で取り上げられていないということですが、「子ども110番の家」につきましては、子供を守る一つの方策として、これからも整備拡充をしていきたいという考えでございますので、今回の計画の中でも取り上げていきたいというふうに思っております。

それから、飲酒運転の撲滅の施策について、これもないということなんですが、これにつきましては、交通安全行政全般の中で施策事業を展開していくというふうに位置づけられております。ほかの事業とのバランスもありますけれども、特化して飲酒運転撲滅についての施策事業も取り上げることにについては、検討していきたいというふうに思っております。

それから、2番目の子育て支援の関係ですが、児童の虐待防止と対策についてのご質問ですが、平成12年に施行されました児童虐待の防止等に関する法律が平成16年に改定されまして、虐待の定義が一層子供の立場に立ったものとなりましたが、残念ながら子供の虐待にかかわる痛ましい事件は後を絶たない現状でございます。

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、教育機関をはじめ関係機関が情報や考え方を共有し、連携のもとで対応していくことが重要であることから、横手市児童虐待防止地域協議会を設置いたしまして、ネットワークの充実を図っているところでございます。

地域協議会で策定いたしましたマニュアルに基づきまして、関係機関との連携を深めるとともに、個別の事例について適時検討するケース会議、それから構成委員の代表者による代表者会議、実務担当者による実務者会議を開催いたしまして、迅速な対応に努めておるところでございます。

現在、子育て支援課に設置しております児童家庭相談室への虐待に関する相談件数も年々増加傾向にあります。家庭児童相談員が主に住民からの通告や相談を受けまして、情報の収集や実情の把握に努め、児童相談所の援助や助言を受けながら、児童はもちろんのこと家族も含めた支援を行っております。

虐待の多くは家庭の中で行われているために、虐待かしつけか判断に迷うのが実情であります。虐待防止には早期発見、早期対応しかありません。そのためには周辺住民の方々の協力も必要であります。市といたしましては、通報や相談の窓口を明確化いたしまして、少しでも兆候を感じたらすぐ通告をしてもらえるような体制づくりや啓発活動の強化に努めてまいりたいと思っております。

それから、在宅子育てサポートクーポン券についてですが、子育て支援につきましては、いろいろな支援策を講じてもなかなか一步を踏み出せずにいる保護者への対応が課題となっております。

議員ご提案のクーポン券についてですが、現在、市では保育所への待機児童がないという状況、それからまた、今度、在宅で子育てをしている保護者に対しまして、保健師と連携した乳幼児訪問の実施や各種健診時における不安や悩みの相談業務、さらには支援センター等における相談活動の情報提供を行うなどのきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えておりますので、現在のところ、クーポン券事業の導入については検討課題ということにさせていただきたいというふうに思っております。

それから、病後児保育につきましては、働く保護者の方々が、子供の病気やけがの場合でも簡単には休みがとりにくい状況にあることは私どもも理解しております。現在、市内には南部地区に1カ所施設がございますが、今後、東部、西部地区にも1カ所ずつ設置をいたしまして、病後児を安心して預け、働いていただくよう支援策の充実に努めてまいりたいと思います。

それから、マタニティマークについてですが、妊産婦にとってのやさしい環境づくりということから、厚生労働省ではマタニティマークの普及に努めておりますが、マークの利活用につきましては、今後関係機関と協議をしてみたいと思いますが、まずは妊産婦にやさしい環境づくりを早急になすべきことと考えております。次世代育成支援地域行動計画におきましても、妊産婦にやさしい社会環境の整備施策を挙げており、事業主をはじめ地域、社会が一体となったハード・ソフト両面からの環境整備を図っていきたくて考えております。

それから、出産祝金支給条例についてですが、条例の第4条にあります出生の日から30日以内につきましては、議員がおっしゃっているとおりでございます。出生届を生後2週間以内に届けることとあることから、諸般の事情でおくれる場合を想定いたしまして30日以内と設定いたしましたところですが、おめでたい出産へのお祝い金でもありますので、取り扱いについては再度協議をしてみたいと、そういうふうに考えております。

それから、出産された方への思いやりについてですけれども、今もかなり思いやりを持って接しているわけですが、今以上にそういう気持ちを大切に対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

田中敏雄 議長 2番土田議員。

2番（土田百合子議員） ご答弁大変にありがとうございました。

それでは、何点かにわたってお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なぜ安全が抜けたのかという部分については、私自身が非常にこだわっているのかもしれませんが、ぜひ今度検討するときには安全を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、「子ども110番の家」の設置については先ほどお話を伺ったと思うんですけれども、車についての推進はどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、男女共同参画条例の制定についてでございますけれども、これもこれまでいろいろと一般質

問した経緯がございまして、制定することによっての効果というものはどのようなものかなということ、県の男女参画センターに行って勉強してまいりましたところ、1つには政策を進める根拠となるということ。2つ目に全庁的な推進の理解が得やすくなる。また、3つ目に苦情処理機関をつくり問題解決を求めることができる。4つ目には内容継続性の保障または訴訟を起こす根拠となる。5つ目には、財政難による男女共同参画推進に対する逆風をはね返す根拠となっていく。最後には、男女共同参画に関する諮問会議を審議会に格上げできるというような効果があるようでございます。

先日も、十文字町で岩出山町長が見えての講演があったわけですが、そのときには五十嵐市長も見えられていたということで、全国に先駆けて最初に条例を制定した方ですが、そのお話の中に、条例があったことで女性たちが起業できたことを触れております。例えば、現在女性が企業を起こす場合には、担保や保証人の関係で、男性名義でないと金融機関もオーケーしてくれませんが、条例により女性が資金面もクリアできたという例をご紹介しながら、条例制定の効果についてお話がございました。ですから、私は、今後の5年後、10年後のことを考えますと、しっかりと条例制定という大きな目標を掲げて推進していくべきと考えております。

2点目ですが、男女共同参画推進室長は現在広報室長と兼務されていると思うんですが、本当に頑張っている担当の皆さんには失礼な質問かもしれませんが、例えば民間からの男女共同参画推進室長ということは考えられないかなというふうに思います。なぜかという、担当の方がかわるたびに考え方が変わってまいりますし、推進の仕方も変わってくるということで、こういう点なんかこれから検討していただきたいと思うところですが、そういうところをどう検討されているか、お話をいただければというふうに思っております。

それと、2番の子育て支援についてでございますけれども、今後も児童虐待防止地域協議会が子育て支援センターまたは保育園、幼稚園、小・中学校といった現場の声をしっかりと聞き取り調査などをして取り組んでいただきたなど、そのように思います。

虐待防止のマニュアル体制というか、しっかりと明記されているのかということがまず1つと、それと、例えば市民の方がそれに気づいたときに、どこに連絡すればよいかということがわからないといった声がございまして、それはどのようにして知らせていくのかという点と、今、児童家庭相談員の方が対応されていると先ほどお話がありましたけれども、例えば健康よこて21の関係性というか、これからは大いに保健師が活躍する場が広がっていくんじゃないかと視点はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

これは石川県と大分県の事例ですが、例えば、幼稚園とか保育園に登録をいたしますと、妊婦中から子供が3歳ぐらいになるまで、登録園で育児体験や相談ができる仕組みをつくっているとか、また大分県においては、産婦人科医とか小児科医、保健師の連携で育児不安の解消を図っている出産前後小児保健指導というのが行われておるわけでございます。こういった事例をぜひ本市においても生かしていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほどの病後児保育についてですけれども、南部、東部、西部という中で充実を図っていくというふうにお話がありました。では東部では、あれから8カ月がたつわけでございます、進めるとすればどういうところというふうにご考えていらっしゃるかということをお知らせ願いたいと思います。

それとあと、3番目のわか杉国体についてでございますけれども、私は指導隊として外にはついておりましたが、時間を見てボウリング会場の中も見学させていただいております。それで、何かしら、どこでだれが投げている、どうなのかというようなことをお知らせするようなものがあればいいなというふうに、またホッケーの試合の中でも、だれがどうでどうなっているのかということが全くわからないので、私自身もホッケーというスポーツを少し勉強しなきゃいけないなと思った次第でございます。スポーツの内容がわからなければ、やっぱり興味を持って見てもらうということは不可能でないかなというふうに思いますので、そういうことはどうなのかなというところでございます。

そして、耳の障害のある方も障害者スポーツ大会には来られると思いますので、要筆記とか対応できるような一つの場所をつくって対応していただければありがたいなと思いますけれども、そういった点についてはどのように検討されているかお伺いをいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 まず、男女共同参画にかかわる部分でありますけれども、今、私どもは平成20年に男女共同参画推進宣言都市というものを目指そうといたしております。

条例は、確かに議員ご指摘のとおり、つくることによる効果はさまざまあると思います。しかし、私どもがアンケートした中で、あるいは住民の皆さんさんとさまざまな意見交換する中で、残念ながら、私どもの新しい横手市男女共同参画の機運と申しますか、これはまだまだという部分が強うございます。

確かにご指摘のとおり、岩出山町の前の町長さんのお話を私も聞いて、大変すてきな取り組みだなというふうに感動いたしました。どうも岩出山町というところの気風はちょっと違うのかなという感じもいたしました。歴史的なものも確かにあろうかと思いますが、やはり一律にはなかなかまいらない、そういう歯がゆさは感じます。

しかし、目指すは男女共同参画のまちでございます。ぜひその方向に向けて努力いたしたいと思いますが、いきなり条例をつくって進めるやり方よりも、私は、宣言都市を目指しながら、しっかり機運の醸成を事業を着実にすることによってやっていくことがいいのではないかと、このように思っている次第でございます。

なおあわせて、男女共同参画推進室長を民間の方にお願いしたらどうかというようなご提案がございました。そういうことは考えたことは実はございませんでしたが、ご指摘の意味はよくわかったところでもあります。市が施策として進める事務事業の中で、それに適した人間が市役所の中におらなければ、外部の人間の力をかりるのは自然なことだというふうには思いますが、現時点で市の組織のスリム化等々を図る環境の中では、今すぐご指摘のような形にはなかなかまいらないのかなと。しかし、ご指摘の運動の継続性という問題についての不安はよくわかるところでありますので、そういうことのないよ

うな工夫もしてまいりたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 「子ども110番の家」と同系列でスクールガード、もちろんそれをするための巡回車につきましても、子供を犯罪から守るということで大変大事な事業でございますので、これについても、「子ども110番の家」と同様に計画の中で取り上げていきたいというふうに思っております。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 児童虐待の関係で、現場の状況をしっかりとというふうなことでございました。虐待防止連絡会は14名の委員の皆さんから構成されております。医療機関関係からは3名、学校関係からは教育委員会の学校教育課も含めまして3名、それから保育所、幼稚園等の代表の方、南児童相談所、横手警察署少年補導課の職員、それから保健師というふうな格好になっています。民生児童委員と主任児童委員を入れまして14名、そのほかにさらに各地域局の担当での構成の実務者会議というのがございます、今言った民間の方々だけでなく、そういった情報があったら直ちに子育て支援課の方に連絡できる体制を整えておりますけれども、なお漏れのないようにさらにしていきたいし、周知についても妊産婦の健診の段階から、そうしたことについてお知らせをしてまいりたい、また市報等についても掲載してまいりたいというふうに考えています。そういったことでございまして、保健師も入っておりますけれども、なお一層かわりについては強めてまいりたいと思います。

それから、病後児保育の関係でご質問がございました。現在、南部地域に1カ所ございますけれども、午前中の質問の際にも申し上げましたが、なかなか看護師の確保の問題やら施設の改修の問題等々いろいろございます。現在、具体的に2カ所ほど進めておりますけれども、まだ協議段階ですので、この本会議の場で具体的な保育所名まで申し上げる段階になっておりません。協議が調いましたら速やかにお知らせしたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 国体をわかりやすくする点ではありますが、基本的にいろいろ考えれば何かあるかもしれないというふうな思いもありますので、競技そのものは主管する団体がありますので、そちらの方とも相談をしてみたいというふうに思います。

それからもう一つ、耳の不自由な方を例に、筆記の場所というのがありましたけれども、これについてはぜひ設置することで考えてみたいと思います。それから、障害者の方でそれ以外に何か気づいたことがあればいろいろ教えていただいて、できることはできるだけしっかりやっていきたいというふうに思いますので、ご指導もよろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 2番土田議員。

2番（土田百合子議員） 最後に自治基本条例についてでありますけれども、いずれそういうような体制を必ずつくるときが来ると思っております。市長の基本的な考え方もまたそこから来ているのではないかというふうに私は思っております。そういう視点におきまして、今後あらゆる市民の意見を聞きながら、自治基本条例をしいていこうというような気持ちがおありになるかどうかという点をお伺いしたいと思えます。

以上です。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 余りよく聞こえませんでしたけれども、議員は先ほどの質問の前段で、今回の総合計画をつくるに当たって策定委員の方から質問が出た点に触れられました。それは特に答えてきた話でありますので、私はあえてお答え申し上げませんでした。多分その話が背景にあるのかなと思えます。これについては、私どもが判定するとするならば、公募に際して、あるいは策定委員会がスタートするに際して、こういう制約の中で策定しなきゃいけないということを理解していただくまで説明しなかったことにあるというふうには思えます。

しかし、今回の総合計画はそういう背景の中でつくらざるを得ないということのご理解をいただかなければ、私どものまちは進まないわけでありますので、まずこれをご理解いただいた上で、今度時間をたっぷりとりながら、こういう条例は共同の参画でつくってまいりたいと思えます。

以上であります。

#### 散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明12日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時17分 散会